

## 令和2年第4回定例会（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）午前10時00分開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 各常任委員会報告  
日程第 4 特別委員会報告  
日程第 5 出納検査報告  
日程第 6 一般質問

### ○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経済部上下水道課長	笠 原 泰 之

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	北 村 公 志
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

---

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

---

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

8 番	長谷川 生 人	9 番	上 野 武 彦
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

---

## 開会・開議宣告

---

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第4回七飯町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1

#### 会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

8番 長谷川 生 人 議員

9番 上 野 武 彦 議員

以上2議員を指名いたします。

---

### 日程第2

#### 会期の決定

---

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 諸 般 の 報 告

---

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提案された議件は、議案11件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷

して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりでありますので、以上、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3

#### 各常任委員会報告

---

○議長（木下 敏） 日程第3 各常任委員会報告を議題といたします。

初めに、経済産業常任委員会の報告を求めます。

長谷川委員長。

○8番（長谷川生人） それでは、読み上げて報告いたします。

委員会報告第11号経済産業常任委員会報告書。

令和2年9月24日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年11月25日。

七飯町議会議長木下敏様。

経済産業常任委員会委員長長谷川生人。

記。

所管事務調査事項。

コロナ禍における農畜産物の生産状況と商工観光の経済・雇用の実態とその見通し（前年比）について。

令和2年10月5日、27日、11月25日の3日間、委員会を開催し、経済部長、農林水産課長、商工観光課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

#### 1、調査の目的。

コロナ禍における農畜産物の生産状況、商工業、観光業、経済、雇用の実態や今後の見通しを把握するため、調査を行った。

#### 2、調査の方法。

9月末現在及び過去5年間の農畜産物の品目別の生産高、観光入込客数に関する資料、新型コロ

新型コロナウイルス感染症に関する国、道、町独自の支援事業の状況に関する資料等の提出を求めたほか、経済部長、農林水産課長、商工観光課長への聴取を行った。

### 3、農畜産物の生産状況等について。

野菜及び花卉については、花卉は2月から5月にかけて出荷されているアルストロメリア、特殊林産物は菌床シイタケ等を生産、出荷している農業者が、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたことが判明している。しかし、6月以降については、町内で生産、市場出荷されている野菜、花卉は、全般的に価格が高値で推移しており、影響は少ないと考えられる。

また、生乳については、新型コロナウイルス感染症による影響は受けていないが、牛肉については、東京オリンピックでの消費を想定し、飼養頭数を増やしていたことなども重なり、高級ランクの牛肉の消費が、東京オリンピック開催延期及び外国人観光客の入国規制等により落ち込んでおり、市場価格が全体的に下落しているとのことである。

農畜産業については、全般的に新型コロナウイルス感染症の影響は少ないものの、町としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた農業者に対して、町独自の給付金を設ける予定である。

下の表1は、野菜、花卉における生産人口・耕作面積、売上高等の状況でございます。御覧願います。

### 4、商工・観光、経済、雇用の状況について。

#### (1) 町内の経済、観光の状況について。

町内の経済においては、本年4月の北海道からの休業要請等に伴う北海道の支援金への上乗せなどによる休業要請等協力支援金を初めとして、国や北海道が行う経済対策に加え、町独自の経済対策を実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の消費活動が低迷していることから、町民の協力のもと、消費を喚起、下支えするため、七飯町クーポン券事業を実施し、また、今後の事業の継続に向けた支援を行うため、国の持続化給付金の給付要件から外れた方に対して、町独自の持続化

給付金を支給している。

観光においては、国内において新型コロナウイルス感染症が確認された本年2月以降の観光入込客数は激減している。宿泊客においては、7月以降、徐々に回復の兆しは見せているが、外国人の宿泊客数は激減し、昨年度と本年度の速報値を比較すると、昨年度上半期は1万9,127人であったのに対し、本年度は2人となっており、大変厳しい状況となっている。

町としては、町内での宿泊や観光施設等を利用する団体旅行に対する助成を行うなど、町内に人を呼び込む施策を実施している

#### (2) 町内の雇用の状況について。

町内における有効求人倍率によると、新型コロナウイルス感染症の発生した本年2月以降は0.4前後で推移し、また、4月以降は有効求職者数が500人を超える月があるなど、町内における雇用が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが推察される。

なお、有効求人倍率とは、雇用動向を示す指標の一つとされ、景気とほぼ一致して動くことから、景気動向指数の一致指数とされており、町内の景気に関しても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが推察される。

次に、令和2年2月以降に廃業または新規設立した事業者については、廃業等の事業者数は、法人が5件、個人事業主が6件であり、新規設立した事業者数は、法人が13件となっている。

また、商工業経営安定資金融資制度の拡充によって、事業者の資金繰りを支援し、事業継続や雇用の場の確保につなげている。

委員からは、有効求職者数に関する新型コロナウイルス感染症による影響に関する質疑があり、町としては、調査時点において有効求職者数が増加傾向にあり、また、有効求人倍率についても下落傾向にあるので、新型コロナウイルス感染症による影響が出ているものと考えているとの回答であった。

下の表2は、有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の状況でございます。御覧願います。

### 5、まとめ。

コロナ禍における農畜産物の生産状況、商工、

観光の経済、雇用の実態について、9月末現在の状況を調査したところ、野菜については全体的に価格が高値で推移しており、花卉については、春先に一部の農業者が影響を受けたものの、外国からの輸入が少ないことから、価格が高値で推移するなど、新型コロナウイルス感染症の影響は少ないものと考えられる。

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた農業者に対して、町独自の給付金を設ける予定である。

雇用の状況については、有効求人倍率が下落傾向にあることから、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているものと推察される。しかし、町内の中島工業団地にマスク工場が稼働するなど、明るい兆しもある。

また、経済、観光の状況については、持続化給付金などの国や道の施策に加え、クーポン券発行事業、団体旅行支援事業を初めとした町独自の施策が行われているが、基幹産業である観光業を初めとして、今後も継続した対策が必要と考えられる。

報告時点においては、道内の新型コロナウイルスの感染状況は拡大傾向にあり、今後も情勢を十分注視し、適時適切な対応を行っていただくよう申し添え、委員会報告とする。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、総務財政常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

**○4番（池田誠悦）** それでは、朗読をもって説明いたします。

委員会報告第12号総務財政常任委員会報告書。

令和2年6月11日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年12月1日。

七飯町議会議長木下敏様。

総務財政常任委員会委員長池田誠悦。

記。

#### 【所管事務調査事項】

地域公共交通について。

令和2年6月17日、7月1日、27日、8月18日、27日、9月1日、10月9日、11月17日、12月1日の9日間、委員会を開催し、総務部長、政策推進課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

また、令和2年11月10日に松前郡福島町及び上磯郡知内町へ、事務調査のため、委員の派遣を行った。

#### 1、調査の目的。

地域公共交通のこれまでの経過や現在の取組状況、今後の予定等を把握するため、調査を行った。

#### 2、調査の方法。

地域公共交通に関する取組の経過、プロジェクトチーム事務局が作成した素案に関する資料等の提出を求めたほか、総務財政部長、政策推進課長への聴取を行った。

また、既にデマンドバスを運行している松前郡福島町及び上磯町知内町を先進地として訪問し、調査を行った。

#### 3、地域公共交通のこれまでの取組について。

(1) コミュニティバス導入の検討開始から導入の見合わせを行った経過。

高齢化に対応した活力のあるまちづくりの重点施策の一つとして、平成19年度にコミュニティバス（町内循環バス）の導入を検討するため、コミュニティバス検討委員会を立ち上げ、計4回の委員会を開催している。

その後、平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づいて、国の支援を受けた検討を行うため、平成20年3月5日に法定協議会である七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）に移行している。

コミュニティバス検討委員会においては、各地域の導入事例について検討、協議を行い、平成19年に1回目の住民アンケート調査を実施している。

法定協議会においては、実際の運行にかかる費

用やルートをシミュレーションするため、平成20年に2回目のアンケート調査を行い、平成21年3月30日に法定協議会の承認を得て、翌31日付けで「七飯町地域公共交通総合連携計画」を策定している。

しかし、策定に至るまでの過程において、コミュニティバスは多額の運行費用がかかり、支出に対する収入の確保が非常に困難であることが想定され、バス以外にも様々な地域公共交通確保の手法があることから、コミュニティバス等の実証運行については、法定協議会として早急に結論を出すのではなく、住民の足を確保するための方策については、町民、議会及び関係団体の合意の下で慎重に検討し、進めていくこととしている。

そのため、平成21年度については、計画に基づいてコミュニティバス、地域等による交通サービス自主運行及び乗り合いタクシー等を含めた検討を進めるため、今までのアンケート結果等をもとに、地域住民や各関係団体と意見交換を実施している。

以上の経過を踏まえ、地域住民との意見交換を行ってきた結果、「コミュニティバス（町内循環バス）の導入」については、地域住民からの時期尚早であるとの意見が多数であったことから、実証運行については当面見合わせ、引き続き検討課題として慎重に検討することとした。

#### （2）平成22年度以降の取組状況について。

コミュニティバス（町内循環バス）の導入を見合わせてからは、平成25年2月に法定協議会を一時的に休止し、必要に応じて会議を招集する体制で存続をしたが、平成29年2月に法定協議会を廃止し、道路運送法の規定による「七飯町地域公共交通会議」を町内の2次交通の充実・活用について地域で協議するための会議として設置した。

また、平成25年と平成27年に公立はこだて未来大学による知的バス停システムを利用したデマンド交通実験を実施している。

平成30年10月からは、高齢化率が30%を超え、もう一度地域公共交通を見直す必要性があると判断し、担当課内だけではなく横断的な検討委員会を設置することとなり、「七飯町地域公共

交通プロジェクトチーム」を設置し、これまで検討を重ねてきている。

プロジェクトチームにおいて、ポイント・ツー・ポイント、ドア・ツー・ドア、交通支援助成の三つの案を挙げている。このうち、ポイント・ツー・ポイントまたはドア・ツー・ドアとした場合には、地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を活用する予定である。

プロジェクトチームで示した3案の詳細については別表のとおりであり、その他の取組については表1のとおりである。

【表1】平成22年度以降の主な取組状況です。御参照ください。

また、並びに、一番最後のほうに別表としてついておりますが、それも参照してください。

（3）地域公共交通を取り巻く現在の状況について。

令和2年通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が可決され、令和2年6月3日に公布された。この改正により、これまで市町村が作成することができるとされていた「地域公共交通網形成計画」の名称が「地域公共交通計画」に改められ、市町村は当該計画を作成するよう努めなければならないと規定された。

また、「地域公共交通計画」を作成した市町村は、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることとなった。

#### 4、事務調査のための委員の派遣を行った。

派遣日、令和2年11月10日。

派遣先、松前郡福島町、上磯郡知内町。

##### （1）福島町の地域公共交通の取組について。

###### ①福島町のデマンドバス運行の経緯。

福島町は、平成22年度に福島町地域公共交通確保維持改善協議会を設立し、翌年度には全町民を対象としたアンケート調査を実施している。

実証運行については、平成24年度に39日間、平成25年度に130日間実施し、あわせて利用者アンケート等を行うなどの取り組みを経

て、平成26年度には地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請を行い、平成26年10月1日からデマンドバスを運行し、1乗車当たりの運賃は300円となっている。

福島町デマンドバスの運行については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）を活用しながら実施しており、補助対象事業者は、福島町内のハイヤー会社となっている。運行にかかる事業費の財源としては、運賃収入、国庫補助金及び町補助金となっており、総事業費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた残りを町が全額補助しているが、この費用には過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債）が充当されているため、7割が地方交付税として措置されているとのことである。

#### ②本格運行後の取組について。

本格運行を行った平成26年10月以降の利用者数の推移については、表2のとおりである。

平成30年からは、購入額1,500円に対して1,800円利用が可能となる回数券を導入し、令和2年10月からは、1日に2乗車以上利用した場合に、2乗車目以降の利用料金が150円となる往復割り引き制度を導入している。

【表2】利用者数の推移でございます。参照ください。

#### （2）知内町の地域公共交通の取組について。

##### ①知内町のデマンドバス運行の経緯。

知内町は、平成27年11月に持続可能な交通体系構築に向けた町民へのアンケート調査を実施、翌年5月には知内町地域公共交通会議を設置している。

実証運行については、平成28年10月から2か月間、平成29年2月から2か月間、平成29年9月から6か月間実施している。当初は平成30年10月から本格運行を予定していたが、令和元年7月に大型商業施設の進出が決定したことから、本格運行の開始を令和元年5月に延期している。

知内町デマンドバスの運行については、町が実

施主体となり、運行業務を函館バスへ委託して実施し、1乗車当たりの運賃は200円となっている。

また、特徴的な取り組みとしては、交通系ICカード（鉄道会社が発行している電子マネーの一種で、公共交通機関の乗車券として使えるカード）であるイカすニモカの利用が可能であり、函館バスと乗り継ぐことによって乗り継ぎ割り引きが適用される。

また、知内町においても、デマンドバスの運行には地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）を活用しており、実施主体である町が補助対象事業者となり、運行に係る事業費の財源は、運賃収入、国庫補助金及び町単独事業費となっている。

#### ②本格運行後の取組について。

令和元年5月28日の運行開始から令和2年3月31日までの利用状況は、計265人で、そのうちの8割の利用者が午前中に集中している。

令和2年4月には、予約受付時間が前日の午後5時までであったものを当日の午前8時までに変更している。同年5月には、デマンドバス利用者を初めとする対象者約100名にアンケート調査を実施し、利用実績やアンケート調査を踏まえて、同年8月10日からダイヤ改正を実施している。

ダイヤ改正により、各方面週1回2往復から週3回1往復の運行に変更、利用の少ない2系統を統合し、4系統を2系統に変更、アンケート調査で希望の多かった町内の歯科医院を目的地に加えるなどの変更を行っている。

【表3】知内町ダイヤ改正の効果です。参照ください。

【表4】福島町及び知内町の主な取組の比較表でございます。御参照ください。

#### 5、当町の今後の取組について。

##### （1）法定協議会への移行について。

令和2年第4回定例会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を設置するため、法定協議会への補助金の予算計上を予定している。

今年度においては、法定協議会の委員の任命を

行い、来年度からは、本格的な議論を行うため、年6回程度の会議の開催を予定している。

委員の構成としては、道路運送法に基づく地域公共交通会議では、7団体、7名の委員を任命してきたが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会においては、新たに6団体からの委員を加え、15団体、15名の委員を予定している。新たに加える6団体には、地域の意見を反映させるという考えから、町内の七飯町社会福祉協議会、七飯町商工会、七飯町老人クラブ連合会を予定している。

また、移行前の地域公共交通会議においては、七飯町町内会連合会の会長1名を任命していたが、地域ごとの意見、ニーズを把握するため、本町、大中山、大沼の各地区町内会連合会の会長を任命する予定である。

なお、移行前の七飯町地域公共交通会議の委員名簿及び移行後の七飯町地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）は表5のとおりである。

【表5】七飯町地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）でございます。参照してください。

（2）今後のスケジュールについて。

現段階におけるスケジュールとして、町は、来年の秋から冬の間の実証運行を行っていきたい考えを示していた。実証運行の時期を来年の秋から冬に実施することについては、当町は坂町であることから、冬期間に実証運行を行ったほうが、より住民のニーズ把握ができることを理由として挙げていた。

今後、法定協議会において協議していくこととなるが、現段階ではデマンド型での運行を念頭に検討を重ねている。

6、まとめ。

地域公共交通について調査を行った結果、法改正によって、市町村は地域公共交通計画を策定するよう努めなければならないと規定された。当該計画の作成及び実施に向けて、法定協議会を設置する必要があることから、令和2年第4回定例会に法定協議会への移行に必要な補正予算を計上することとなり、本年度中には法定協議会を開催する予定などの今後の方針等についても示していた。

既にデマンドバスを運行している福島町及び知内町においては、本格運行の開始までに利用者のニーズを十分に調査しており、当町でも実証運行の際や、本格運行に至るまでには、きめ細やかな住民ニーズの把握に努めていただきたい。

昨今の厳しい財政状況を踏まえると、実証運行、本格運行に向けては、国庫補助金などの特定財源の確保を行った上で実施することを強く望むものである。

いずれにしても、委員会の中では今後の予定についても示していたことから、法定協議会の設置後は、本格運行に向けたスケジュールを明確にし、速やかに議論を重ねていき、来年の秋または冬には実証運行ができるよう、スピード感を持って進めていただくことを望み、委員会報告といたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、所管事務調査の報告に対しては質疑を省略することを例とするが、行政視察研修における報告に限り、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会報告を終わります。

---

#### 日程第4

#### 特別委員会報告

---

○議長（木下 敏） 日程第4 特別委員会報告を議題といたします。

議会活性化特別委員会より、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。



委員長の発言を許します。

中島委員長。

〇12番（中島勝也） 委員会報告第10号議会活性化特別委員会報告書（中間報告）。

令和元年9月25日第3回定例会において設置されました当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年11月24日。

七飯町議会議長木下敏様。

議会活性化特別委員会委員長中島勝也。

記。

#### 1、調査の経過及び内容。

（1）令和元年9月25日に第1回目の委員会を開催し、委員長に中島勝也委員、副委員長に上野武彦委員をそれぞれ互選した。

（2）令和元年11月13日に第2回目の委員会を開催し、前期からの申し送り事項について確認を行った。

今後の議会活性化に関する検討事項については、各会派で検討し、次回の委員会において報告することとした。

（3）令和元年12月16日に第3回目の委員会を開催し、今期の協議事項について各会派からの意見を集約した。

各会派の意見を集約した結果、今期の協議事項としては、①議員研修視察の見直し、②正副議長の2年交代、③議会だよりの簡素化、④本会議のインターネット配信、⑤議員定数と議員報酬、この5点を協議することに決定した。

（4）令和2年1月15日に第4回目の委員会を開催し、初めに、前回の委員会において決定した協議事項に関して優先的に取り組む事項の協議を行った。

特別委員会としては、初めに、議員研修視察の見直し、正副議長の2年交代について取り組むこととし、その後、議会だよりの簡素化、本会議のインターネット配信、議員定数と議員報酬について取り組むこととした。

委員からは、議員研修が隔年となった経緯、全道の町村の議員研修の実施状況、予算額等、全国の市町村での正副議長の任期の状況、インターネット配信に要する費用、議会だよりの決算額に

関する資料の要求があった。

（5）令和2年2月3日に第5回目の委員会を開催し、議員研修視察については、研修視察の推移、旅費積算の推移等の資料をもとに協議を行った。

委員からは、研修視察を毎年実施するという意見と隔年で実施するという意見があったため、道内の町村議会の研修視察の実施状況の資料がそろい次第、改めて議論をすることと決定した。

正副議長の2年交代については、全国の市町村での正副議長の任期の状況に関する資料を提出したが、資料の内容については検討を要することから、各会派で内容を精査して、次回の委員会までに意見をまとめることとした。

（6）令和2年4月9日に第6回目の委員会を開催し、正副議長の2年交代について、前回提出された資料をもとに検討された内容について協議を行った。

各会派において検討された意見は次のとおりである。

- ・首長が4年任期であるのに対し、議長が1年あるいは2年で交代するということは余り好ましいものではない。地方自治法の規定のとおり4年でよい。

- ・多くの議員に議長を経験する機会、能力があれば、公平にチャンスを与えることができ、議員活動、議会運営に十分生かすことができる。2年または1年で行っている議会もあり、4年に固執する必要がない。

- ・地方自治法で議長の任期は議員の任期によるとなっている。議長職は、経験をさせる場ではなく、議員の中で適格だという方がなるべき職である。

- ・法律で2年制について明確に禁じられてなく、他市町村での実施例もある。2年ごとの選挙で緊張感のある議会運営が期待できる。選挙方法、立候補制、所信表明等の検討も十分意義があり、検討をしていきたい。

- ・地方自治法上は、4年任期が基本になっている。議事運営に習熟していることが求められている。執行部との関係においても対等な関係が求められるため、2年では難しい。

・議事運営上で対応できる権限と識見、議事運営の習熟、短期交代は議長職の形骸化、正常な議会運営の確保ができない、代表性と指導性を弱める、対執行機関での地位の低下、権威の失墜の点が4年のメリットと考えたが、これらについては、2年だからできないということはない。

・2年やって、その成果が公平・公正に行われているか、そういう評価を下す場が必要。2年間の活動の評価をし、信任されるのであれば4年務めてもらう。問題があれば2年でかえる仕組みが必要である。

・2年の公約を出してもらって、その公約がどのくらい実施されているか、議長職としてどのような評価をされるかという2年ごとの評価をするべき。

以上の意見を踏まえ、議論が交わされましたが、合意点を見出すことができないことから、次回までに再度、各会派において検討を重ねることとした。

委員からは、正副議長が2年で交代している自治体の運用方法、申し合わせ事項等に関する資料の要求があった。

(7) 令和2年5月22日に第7回目の委員会を開催し、正副議長の2年交代について、委員会における協議事項に関する北海道町村議会議長会の見解、正副議長が2年で交代している自治体の運用方法、申し合わせ事項等の資料をもとに協議を行った。

委員会における協議事項の正副議長の任期は、地方自治法第103条第2項により「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と定められており、これに関する条例、規則の制定は法律に反する条例、規則となる。したがって、そのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできないとの北海道町村議会議長会の見解が示された。

このことを踏まえ、委員会で協議をした結果、当特別委員会において正副議長の2年交代については、調査は可能であるものの、審議、審査はできないものと判断し、今後は議員全員協議会または会派代表者会議において議論することと決定した。

(8) 令和2年8月20日に第8回目の委員会を開催し、議員研修視察の見直しについて、道内の町村議会の研修視察の実施状況に関する資料をもとに協議を行った。資料をもとに改めて各会派において常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会派、議員全員と、それぞれのテーマごとの視察のあり方について検討することとした。

(9) 令和2年10月19日に第9回目の委員会を開催し、議員研修視察の見直しについて協議を行った。

初めに、議員研修視察のあり方について、各会派からは、議会運営委員会、特別委員会については現状どおりの意見が多数であり、会派等の視察については難しいとの意見が多数であった。また、常任委員会に関する意見については、次のとおりである。

・隔年実施とする。現行の予算額では、関東以南への研修は困難であることから、上限を18万円から20万円とする。

・毎年実施し、道外2回で予算額は15万円まで、道内2回で予算額は10万円までとする。

・現在の隔年実施で予算額10万円でも、さらに工夫をすれば充実した内容の研修が可能である。今考えるべきことは、現在の予算の範囲内でさらに有意義な視察を目指すことであり、交通費や滞在費などを極力かけない視察先の検討を先行させることが肝要である。

・現行どおり隔年実施。全国的な範囲で先進地視察を考えていくことが必要であり、予算額は15万円から20万円程度に引き上げるべきである。

・毎年実施し、予算額については13万円を上限とする。令和3年度から実施する。

・視察は必要な範囲で、時期的にも的確にタイムリーに行われるべき。予算枠は現状を維持した中で行き先や回数を決めるのではなく、その都度、各常任委員会で検討する。

・毎年実施する。

以上のとおり、回数や金額に様々な意見があったが、回数については、現状どおり隔年での実施と決定した。しかし、予算額については合意点を見出すことができなかったことから、予算額10

万円、15万円、20万円のいずれにするかを採決した結果、賛成多数で20万円とすることに決定した。

(10) 令和2年11月9日に第10回目の委員会を開催し、副町長に出席を求め、これまで検討してきた議員研修視察の見直しに関して情報提供を行った。

副町長からは、1人当たり10万円の予算で、隔年での実施となつてから15年が経過し、その間の人件費、宿泊費、交通費などの上昇を踏まえると、現状の予算額では議員研修の所期の目的を達成することは難しいことは認識しているものの、来年度の税込減や地方交付税の減少が見込まれる中、一度に10万円から20万円に増額するのではなく、段階的に増額してはどうかとの提案もされた。しかし、委員会の総意として上限を20万円とすることを改めて確認した。

また、令和2年第4回定例会において中間報告を行うことを確認し、報告書へ記載する事項の確認を行った。

(11) 令和2年11月24日に第11回目の委員会を開催し、令和2年第4回定例会で報告する中間報告書の確認を行った。また、今後の協議事項についての確認を行い、本会議のインターネット配信については、実施することに決定した。

## 2、まとめ。

以上がこれまでの調査活動である。

初めに、議員研修視察については、実施回数は現状のまま隔年での実施となるが、令和3年度からの予算額については上限を20万円とすることに決定した。

次に、正副議長の2年交代については、調査を重ねてきたが、特別委員会での調査は可能であるものの、審議、審査を行うことができないため、今後は議員全員協議会または会派代表者会議において議論することと決定し、現在、会派代表者会議で議論を進めているところであります。

今後の委員会活動は、本会議のインターネット配信の実施に向けた内容の検討を行い、また、議会だよりの簡素化、議員定数と議員報酬などを検討するため、調査を継続することとして、中間報

告とする。

以上です。

○議長(木下 敏) 議会活性化特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項の規定により、質疑を省略いたします。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、特別委員会報告を終わります。

---

## 日程第5

### 出納検査報告

---

○議長(木下 敏) 日程第5 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員(神崎和枝) 12月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、8月、9月、10月分の3か月分です。

8月分につきましては、9月25日、28日、29日、30日、9月分につきましては、10月26日、27日、28日、29日、10月分につきましては、11月25日、26日、27日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

次、一般質問ですので、ちょっと早いですけれども、暫時休憩いたします。

11時10分、再開いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第6 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 通告に従いまして、大綱3問、質問を行いたいと思います。

1問目であります。町内で実施計画している地域公共交通についての質問であります。

これは先ほど総務財政常任委員会の報告の中にかなり詳細なものが報告されておりました。答弁いただくときには、簡単な答弁で構いませんので、とりあえず私が議長に通告書を出したときには報告書がまだできていませんでしたので、ちょっとかぶってしまいますけれども、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年4月19日、東京都豊島区池袋の路上で高齢者の運転する乗用車が暴走し、自転車の母子を死亡させたほか、9人もの方々に重軽傷を負わせる事故は、まさに現代社会の状況を象徴するような事故でありました。この事故の発生以降、免許返納者の数が随分と増えたとの報道があり、影響の大きさを実感したところであります。

しかし、その後の多発する交通事故報道には、高齢者に起因する交通事故が減るどころか、逆に増えていると感じられる日々が続いております。

当町にあっては、幸いなことに高齢者が関係したこのような重大事故は今のところ発生していませんけれども、いつ発生してもおかしくないことは万人が認めているところであると思います。

町長の施政方針では、高齢者や障害者などの交通手段として、乗り合いタクシー、いわゆるデマンド交通に言及したことは何度もありました。ようやく一昨年、庁内にプロジェクトチームを立ち上げたところではありますが、その進捗状況について伺いたいと思います。

4点あります。

1点目、現段階で決定している内容について。  
2点目、実証実験を行うことについて。  
3点目、今後の進め方、工程について。  
4点目、最終的にどのような形態を目指すのかについてであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 1問目の、庁内で実施計画している地域公共交通についてお答えしてまいります。

1点目についてですが、平成30年10月に発足したプロジェクトチームでは、これまでに全体会議と福祉部会を開催し、七飯町の特性に合った地域公共交通について検討を重ねてきたところでございます。

このプロジェクトチームは、何らかの決定を行う機関ではなく、七飯町の地域公共交通の課題解消に向けて、庁舎内で横断的に検討することを目的としていることから、現段階の検討経過についてお答えさせていただきます。

現在は、他の自治体の事例や七飯町の地域特性をかんがみ、事務局が大枠として作成した3パターンの実施案について、かかる費用や実施方法なども比較しながら検討を進めているところでございます。

ちなみに、この3パターンとは、事前予約が必要なデマンド型のワゴン車を利用して、自宅近くのバス停等から目的地まで運行するポイント・ツー・ポイントのパターン、同じくデマンド型のワゴン車を利用して、自宅から直接町内の目的地まで運行するドア・ツー・ドアのパターン、そして、町内のタクシー事業者を利用する場合に、利用料金の一定額を助成する交通支援助成のパターンでございます。

2点目についてですが、去る令和2年11月27日に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が施行され、地域公共交通計画を策定することが市町村の努力義務とされたところでございます。

七飯町といたしましても、法律の規定に沿って、地域公共交通計画を作成していく必要があると認識しておりますが、実現可能性のある町の実

態に合った計画とするため、何らかの実証運行を行い、詳細なデータの収集が必要と考えております。特に坂道が多く、雪国でもある七飯町の特性を考えますと、実証運行は、より条件の厳しくなる冬期間に実施するのがよいと考え、今年度途中で補正予算を御提案の上で、この冬にも開始を目指しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、多くの公共交通事業者において、利用者が通常に比べて大きく減少するなど、この状況下で実証運行を実施しても正確なデータを収集することは難しいと言わざるを得ません。

また、実証運行は、デマンド型、循環型、いずれの方法によっても、複数の利用者が乗り合う形となるため、ここ道南におきましても、感染拡大の様相を呈している現在の情勢では、当面の間、実証することは難しいと考え、町の財政状況や、新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮しながら、最適な実施時期を見きわめているところでございます。

3点目についてですが、先ほども申し上げましたとおり、法律の一部改正により、計画を作成することが市町村の努力義務とされ、計画を作成、実施するために、当該自治体、公共交通事業者、道路管理者、利用者等で構成する地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を組織し、計画作成に向けた作業を進めることが必要となります。また、設置した法定協議会が実施主体となることで、計画作成にかかる経費の一部に国の財政措置を見込むことができるため、今年度中に法定協議会を立ち上げ、計画作成に向けた議論を開始していきたいと考えており、かかる費用につきましては、本定例会に補正予算案を提案させていただいております。

進め方といたしましては、法律の改正により、庁舎内のプロジェクトチームで引き続き実施方法等、具体的な手法を検討し、七飯町に適した方法や検討案を法定協議会にお諮りして、既存の公共交通機関を最大限に生かすような内容になっているかなど、最終的な計画のあるべき方向としてふさわしいかを議論してまいりたいと考えております。

また、計画の作成及び作成された計画の実行に当たりましては、福島町や知内町のように国庫補助や交付税の活用など、町の財政が少しでも有利になるような方法を模索しながら進めてまいります。

4点目についてですが、プロジェクトチームで考えられる七飯町に適した方法や検討案について、路線バスやJR、タクシーなど、町全体の交通体系の充実を図りつつ、デマンド型交通の運行を検討しております。

しかし、昨今では、コロナ禍での合い乗りは敬遠されがちでありますので、ウイルスの影響下でも安全に運行できる方法についても、合い乗りに限らず検討するなど、費用対効果や町の財政負担も考慮しながら、法定協議会での議論を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） コロナというややこしいものが出てきたものですから、非常に公共交通というのはやりづらいというのはよく分かります。

その中にあっても、高齢化率はどんどん上がってくるわけですから、何とでもそういう時代に対応するという仕組みづくりはできるだけ早くつくり上げていただければなと思うところであります。

これからやるいろいろなやり方が、他町の例を見ますと、なかなかみんなに理解が行き届かないという面が見られます。例えば循環型のバスをやってからデマンド交通に切りかえているところというのは結構あるのですけれども、デマンド交通の前、循環型のバスすら動いているのを知らないという方が多かったなどというのが後のアンケートで分かっている実施例というのも多くあります。

そういうことを考えたときに、今、協議会を立ち上げて、今年度、この議会で予算ができる、これはいいのですけれども、入り方をもう少し具体例を持って入っていけないかなということで、再質問させていただきたいのですが、協議会移行後のメンバーが随分増える形になりますけれども、この人たちがみんながみんなどういうものを目指

しているのかということが果たして具体的に分かっているのかどうかですね。例えばこういう方たちのために、短時間でいいですから、簡単な実験をやると。例えばBパターン、ドア・ツー・ドアでやったとします。半日くらい、1台、2台のタクシーをチャーターしておいて、それで私は7年も前から同じことを言っているのですけれども、未来大学が開発した仕組みなどをちょっと借りてきて、タブレット端末をタクシーに乗せると。それでアプリを搭乗予定の協力してくれる人たちにあらかじめ入れておいて、操作方法を教えるおいて、それであちこちでリクエストをして、実際に乗車体験するとか、そういうことをやった上で進めていったほうが、みんな分かりやすいのではないかなと思うのです。御説明では、とにかく協議会を立ち上げて、それから計画をつくって、そして予算づけをしてから進めると、それはそれで十分理解できるやり方だと思うのですが、単費で簡単に、何十万円かあればできる実験なのです。そういうこともぜひ考えられないのかということがまず再質問の1点目であります。

それと、実証実験の中で、冬期間というのが一番七飯町にとって不利といいますか、やりづらい、条件としては厳しい中で、冬場にやると、それも分かるのですけれども、やはり予算がついてからになると思いますが、何回か、冬だけではなくて、夏でも春でも秋でも、1日、2日でもいいですから、いろいろやってみて、こういうことを今町が目指しているのだというアピールを町民の方にする、これが非常に大事ではないかなと思います。最初に言いましたように、仕組みをつくって運行を始めましたと言っても、結局マイカーに乗っていて、何をやっているのか分からなかったという人が多いのであれば、なかなか実施事業に対する理解も進まないということになります。

例えばBパターン、Cパターン、どちらでもいいのですけれども、これが実際に決まって運行になったときに、利用率が低い状態であれば、やる意味がないと思います。やはり皆さんに知れ渡って、さあ、やっと始まったぞといって、どんどん利用者が増える、そういう前提条件をつくってから運行開始できるようなやり方というのが必要で

はないかなと思いますので、この点についての考えをお尋ねいたします。

このBパターンを見ますと、町内を五つの地区に分けるという表示がありますが、これは最終決定ではないと思うのですけれども、5地区に分けて進んでいくというのが前提になるのかどうか、これをちょっと確認をさせていただきたい。

あと、ほとんど協議会ができてから、法定協議会の中での話になると思いますが、事業主体をどこに持っていくのかですね。民間ベースで町が補助をする、ここでもあちこちで出ていましたけれども、総務財政で視察に行ったところ、失礼なのですが、ちょっと人口規模が七飯町と大分違います。それで、このBパターンは伊達市がモデルだというふうに書いていますので、伊達市であればうちより5,000人くらい多いまちでありますので、これはこれである程度目安になるのかなと思います。今お答えできない話かもしれませんが、これからどこが中心になっていくのかということだけ、現在のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、今、3点、御質問あったかと思いますが、1点ずつお答えさせていただきたいと思います。

1点目の、具体的なものというところでございますけれども、こちらは、まだ内部の中で検討しているところですので、具体的なものというのはお示しすることはできませんが、まずは実証運行等をもってニーズですとか、そういったものを把握していくことがまず優先されていくのかなと思います。実証運行だけではなくて、法定協議会をベースにした計画をつくっていくこと、これが法律に定められておりますので、それもあわせた中で計画づくり、そしてその運行の形をどうやってつくっていくのかというところは実証運行のほうで、あわせた取り組みが必要になってくるものというふうに思っております。

続いて、2点目でございますけれども、速やかなものとかを考えられないでしょうか。また、それにあわせた中で、仮に導入をしたとして

も、利用者の方が使われなければなかなか難しいのではないのかなというようにお話だったかと思えます。その他の状況、検討経過を見ましても、導入した後に、利用者が少なくて、その利用率を上げていくというようなところは、当然、どの自治体も抱えている課題でございますので、こちらの部分は、利用者が増えるというようなことを目指すように、導入の際には町民の方々に御理解をしていただけるようPRを加えていくといえますか、重点的に行っていくということが有効かなというふうに思っております。

3点目でございますけれども、総務財政常任委員会におきます資料にありましたBパターンについて、こちらは伊達市をベースにドア・ツー・ドアの例を示したものでございます。五つの地区で分けているのでございますけれども、こちらは大枠として事業規模を把握するためにやったものでございますので、この五つの地区ということには限らないということで、今後の検討というところでとらえていただければなというふうに思っております。

事業主体の関係でございますが、他の自治体を見ましても、町が主体的にやる事業主体、また、法定協議会において実施するパターンとございますが、今、七飯町の取り組みとして、恐らく法定協議会でやるのが考えられるのかなというふうに現段階では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） ほとんど新たに法定協議会というところで進めることなので、余り今時点ではっきりとしたお答えを出せないというのは、総務財政の報告書を見ても分かりますので、一応この件に関してはこれでおさめたいと思うのですが、私は先月、盛岡市の衛星都市のような紫波町というところに個人的に視察に行っていました。ここは、最初は県をまたいで交通事業者、バスを運行している会社が循環バスの運行をしていました。この紫波町というのは、南北に鉄道と国道が走っている。非常に七飯町と地形も似ている。人口規模も3万3,000人くらい。議員の数も18人。そういうまちだったのですが、その

県をまたいでいるバスの循環が非常にうまくいかなかったのですね。2年ちょっとぐらいでやめてしまって、そのやめるに当たって、役場のほうで、急にバス会社のほうからやめたいという意向が出てきたものですから、タクシー会社何社かといろいろ協議をし、それでデマンド型をタクシーで行っている。今年の4月から有料で行っています。

この仕組みが、昨年も同じ質問をしたのですが、未来大学が基本的に開発をしたサブシステムというものがメインで動いております。タブレット端末を運転手なりオペレーターが見て、それで運行しているということです。

福島町、知内町は、タクシー会社のオペレーターさんが全部頭の中で運行するのですけれども、紫波町でやっているのは、AIがリクエストを受けて、現在いる車がどこで誰を乗せるのが一番優先的、合理的かという判断をして、ドライバーに指示を出すという仕組みで今やっています。

ただ、これも、聞きに行きましたら、毎月、利用者の数は確かに増えているのですけれども、6月の議会のやりとりをインターネットでちょっと見たときに、議員の質問は、利用率をどうやって上げるのだという質問が6月時点で出されておりました。バスから急にこういうデマンド、乗り合いタクシーに移行したということで、宣伝する時間がなかったのか、その辺のことはちょっとはつきりとお聞きはできませんでしたが、うちは、やるのであれば、きちんとそういうことを町民に知らしめた上で、スムーズにできるように、例えばこういうことが始まるのであれば、車の買い換えをやめようとか、そういうふうに早めに対応できると、町民側から見れば、できるだけ、法定協議会でないと決定事項は出ないのしょうけれども、一応町の方向を逐一町民に知らせながら、こういう仕組みがもうじき始まるのだという宣伝をしていただきたいと思いますけれども、町長にちょっとだけお聞きしたいのですけれども、前にコミュニティバスの運行を大分町民が期待をしました。アンケート調査もあり、やれるものだったのですけれども、結果的にはできなかつ

たのです。今回は間違いなく、どういう形であれ、やるのですよね。いろいろ検討した結果、うまくいかないからやめるということはないのかどうか、それだけ最後にお聞かせください。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 最後に町長ということですが、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

その前段のほうのお話でございますけれども、総務財政常任委員会で視察で行ったところ、私も一緒に同行してございます。その中でも、今でも運行の仕方だとか、そういうものについては、よりいいものというか、使いやすいものということを検討を続けておりまして、報告書にも書いてありますとおり、改正を行っている、運行回数だったりとか、そういうものですね。それをより使いやすいものということ、動いているものですらそういう形で検討しながら、より使いやすいものという改正を行っているということは現場で伺っております。報告書にも書かれております。それは、やっぱり利用者の意見を聞いてそういうふうに改正しているということでしたので、もうできたものが必ず全部が全てだということではなく、そこから、やっぱり町民のニーズだとかそういうものも踏まえて育てていくものだ、私はそのときに非常に強く感じたところでありますので、うちも結果的にはそういうふうに育てていくものだというふうになると理解していただきたいというふうに思います。

それと、やることを約束できるのかということでございますけれども、いかんせん、法定協議会の中で議論してまいっていくことでございますので、ここで確実にそれをやる、何をやるというような形のもの、今ここでは答弁できないものというふうに思っておりますし、ただ、高齢化率が上がっている、足の確保が必要だという、そういう町民のニーズというものは、ほかのアンケートにおいても如実に出ておりますので、そのところは十分検討してまいらなければいけないというよりも、そのところは早急にやっつけていかなければならないものというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 車の進化が思った以上に早く進んでいますね。オートドライブ機能の向上がかなり進んでいます。ですから、免許を持っている高齢の方がかなり、例えば3年後、5年後あたりに高性能の車を持ち続けて、近所の免許のないお年寄りを一緒に乗せながら目的地に行くということも、もしかすると現実になってくるかもしれません。ですから、そこまでの過渡期をできるだけ早く、大きな事故を起こさないために、こういう仕組みが必要だという認識でおりますので、何とか早く始めて、確かに修正しながらやっていくというのは、それは当たり前の話ですから、とにかく取り組みを早くすると、ここをできるだけ真剣に早く進めてもらいたいというのがありますので、その点についての御答弁だけ、もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） ちょっと舌足らずで申し訳ございませんでした。

当然、議員のおっしゃるとおり、この件につきましては早急に進めてまいりたいと思っておりますし、総務財政常任委員会の報告書にも、スピード感を持ってやっていくようにという御指摘がございますので、担当もそのつもりでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 2問目に移ります。

太陽光発電施設を山間地に設置することについてであります。

菅総理は、10月に開かれました第203回臨時国会の所信表明におきまして、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指し、再生可能エネルギーを最大限導入すると宣言されました。

このことにより、今後、各種発電施設が新設や改修へと進むことになると思われるので、今回は太陽光発電に関する質問を行いたいと思っております。

太陽光発電のパネルの寿命というのは20年から30年と言われております。2030年代には、電力の買い取り制度で設置が始まった既設の



施設が随時寿命を迎えることに備えまして、事業者に対して、一定の関連費用を10年間積み立てることを義務づけする方針を経済産業省の有識者会議が示し、大筋で了承されたというふうに報告されております。

太陽光パネルの廃棄処理は、ほかの事業と同じように、発電事業者や解体事業者が責任を持つことが原則であり、再エネ買い取り価格には、廃棄に必要な費用を盛り込む形で設定をされており、2018年4月より廃棄費用の積み立てが義務化されている。要は、電気を売ったお金の一部は廃棄に備えて積み立てるのだということが義務化されているというのが今の状況です。ただし、2018年に決まった話です。

また、太陽光パネルには、環境負荷の非常に大きい有害物資である鉛、カドミウム、セレンなどが含まれているので、町内の森林、ひいては町民の飲料水を守るためにも、維持管理や、特に最終的に放置されないよう、十分な管理・監督も必要と思われま。

最近、町内の山林部を切り開いて設置された太陽光発電施設もあり、今後、山間地でこのような施設が増えていくことも予想されますので、次の点について伺いたいと思います。

山間地に設置された施設の現状について、1点目。

2点目は、山間地に設置されました施設の発電事業が終了した後について。

3点目、今後、山間地に設置される施設の設置に関して、森林環境譲与税との関連について。

最後、4点目は、今後、山間地に設置される施設の設置に関する規制の条例制定についてであります。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 都市住宅課に関連する1点目、2点目、4点目について答弁いたします。

御質問の1点目になりますが、民間太陽光発電事業の開発行為実施分については、七飯町で9件ございます。そのうち、山間地では、横津岳に位置する大中山山間地において4社が設置し、現在稼働している現状にあります。

次に、2点目になります。発電設備の撤去及び廃棄は、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守することとなっており、環境省が定める太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインなどに沿って、適切な処理が見込まれるところでございます。

このことから、七飯町では、産業廃棄物の適正処理などに関しては国で定めておりますが、山間地における太陽光発電事業開発行為については、平成31年2月許可分から、発電事業の終了時には、可能な限り速やかに撤去することなどの確約書を取り交わしているところであります。

最後に4点目になります。国では適切な再生可能エネルギー事業の実施の確保などを図るため、2016年6月に再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されております。この認定制度では、事業計画が再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであり、円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれ、安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合には、経済産業大臣が認定を行います。

さらに、この事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の厳守を求め、違反時には、改善命令や認定取り消しを行うこととされております。

そのほかにも、設置には、資源エネルギー庁で定める事業計画策定ガイドラインのほか、環境省で定める各種ガイドラインにより、十分に関係法令を厳守することとなっております。

また、山間地では、造成行為となりますので、無秩序な開発行為を防止するための規制として、既に森林法に基づく林地開発行為や北海道自然環境保全条例及び七飯町環境保全条例に基づく開発行為の許認可等がございますので、改めて町独自の規制の条例制定は考えてございませんので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） それでは、私のほうから、1点目と3点目について答弁してまいります。

まず1点目について、農林水産課所管関係につ

いてですが、上藤城地内において、森林法に規定する地域森林計画対象民有林で、開発面積が1ヘクタール以上となっている場所が存じます。この場所においては、開発面積が1ヘクタール以上であることから、北海道が許可権者となる林地開発許可を受けた行為であります。目的は、太陽光発電施設に係る事業上の設置であり、工期については、令和2年2月21日から12月25日までとなっております。

なお、この場所においては、林地開発行為の完了に伴い、地域森林計画対象民有林から除外地となります。

なお、七飯町においては、この許可基準の一つであります残森林等の維持、管理に関する協定書が、当町と土地所有者、賃貸者ほか2名による3者により締結されております。

続きまして、3点目についてですが、森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則において、各市町村に存する農林業センサス規則により調査した私有林人工林の面積、国勢調査令による林業に就業する者の数及び市町村の人口に応じ算出と交付されるものであります。

このことから、森林環境譲与税の交付基準の一つであります農林業センサスの基準日において、私有林人工林の面積が減っていた場合は減額され、増えていた場合においては増額されることとなります。

したがって、山間地に設置される太陽光発電施設の林分が天然林である場合においては、森林環境譲与税額の交付基準から除外されており、影響はありませんが、林地開発行為等により、私有林の人工林が該当する林分の場合は、私有林人工林面積が減ることとなり、森林環境譲与税への交付額に影響があります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 七飯町の6割以上が森林であるという、その森林部分にいつの間にか太陽光発電施設ができてきているということで、現在、施工しているところで、ほんの小規模だというふうに聞いていますけれども、土砂が流れ出たなど

ということもありますものですから、いろいろ調べましたら、全国で100以上の自治体が太陽光発電の設置に関する規制というのを設けているということが報告されていまして、当町、菅総理の肝いりでどんどんし太陽光が山のほうに増えるのであれば、これはきちんと見きわめが必要だなということで今回の質問を出しております。

基本的に規制は、私有林とかになると、町は考えないという御答弁だったのでしょか。例えば水源が近いとか、住宅地が下にあるだとか、その大きさですとか、山のコンディションにもよるのでしょうかけれども、集中豪雨的なものが降ったときに、多少の何か細工はするのでしょうか、土砂が流れ出る、そういう危険性があつたとすれば、それは規制対象になるのではないかなと思うのですけれども、七飯町は、危険な土砂崩れする場所のことを何と言いましたか。河川に関する規制というのがあるのですよね。ところが、山側に関する規制というのは多分ないと思うのですけれども、ハザードマップを見ましたら、ほとんど河川域関係だけがそういう災害の可能性があるというふうに指定をしているのですけれども、山のほうで、崩れるかもしれない、だから規制をしましょうということところは色塗りがされていないのですが、本当にそういう見直ししないままでいいのか、もう少しきちんと調べたらどうなのかなと思うのですが、まずこれが1点と、今まで9件、これは全体ですか、山のほうで4社と言いましたか、横津のほうで。もう既に事業を開始されると。こういったところが、万が一、発電事業を終了した、そのときに、会社を畳む、もしくは倒産するとなったときに、今、これからやる分にはある程度規制があつて、報告を受けるのでしょうか、その前にできてしまったものは、前に質問したときには、事業者にちゃんとやらせますという答弁が出ていましたけれども、つぶれてしまったらどうもならないわけですよ。ですから、会社の事業、終了するまでの間に、今からすぐ何かそういう積み立てをなさいだとか、もしくはしていますかだとか、そういうことを町のほうとして確かめるということが必要ではないかと私は思うのですけれども、そういうことに対して

町の考え方を質問したいと思います。

2018年の4月から廃棄費用の積み立ての義務化というのが出ていますから、ですから、それ以前に事業を開始している人たちに、こういうのが出ていますけれども、それに対してちゃんと対応できませんかという話を聞くということですよね。その再質問。

それから、終了後は、現状回復等をするということがどこかで決まっているのでしょうかけれども、これはどの発電事業者に対しても、引き続きやるのであれば、それは話は別ですけれども、やめるときに現状回復するという、そういう確約書みたいなものが交わされているのですか、今までの9件の事業者、山は4社と言っていましたから、山のほうだけでいいですけれども、そういうことが交わされているのかどうか、確認されているのかどうか、それを再度お聞きをしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（木下 敏）** 都市住宅課長。

**○都市住宅課長（川島篤実）** それでは、私のほうから、現状回復についてですけれども、先ほど答弁いたしました、以前、一般質問で、事業を終了した場合とか、そういう部分の質問がありましたので、それ以降の平成31年の2月許可分から、それこそ横津4社については、31年2月許可分、2件ございまして、その分から、国では撤去等については適正な処理ということで国で定めておりますけれども、改めて七飯町として、2社については確約書を取り交わしているところでございます。また、そのうち1社が、先行して2社やっているのですけれども、そこプロジェクトチームみたいなものがありまして、それで連携をとることになっておりますので、その辺は御理解をお願いします。

あと、仮に山間地における事業終了、急に撤去するとなっても、国のほうで定めているのですけれども、制度ができた積み立て分について、その以前の部分についても、規制が始まってから積み立てておくようという規制が定められておりますので、その辺は御理解を願ひします。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 経済部長。

**○経済部長（青山芳弘）** 補足させていただきますが、平松議員の1点目、規制する条例、七飯町としてつくらないのかという再質問があったと思います。確かに全国で百数件ほど、規制する条例は確かにあります。この中には、やはりそれぞれの自治体によって、考え方によって定めているものなのですが、抑制をするとか、またはその規制をする地域を限定するとか、いろいろな規制の仕方をしてございます。

ただ、先ほど課長が答弁したとおり、現状では、いろいろ開発の関係上、規制がございまして、先ほど課長が答弁いたしました、北海道においてもいろいろ手続上、森林法で林地開発等であればそういう部分も含めますし、北海道自然環境保全条例もございまして、町といたしましては環境保全条例もございまして、それらのもとで対応してまいりたいということで考えておりますので、現状では、新しい規制ということでは今のところ考えていないということで御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 平松俊一議員。

**○3番（平松俊一）** そのところが非常に心配なのですよね。結局、私有地、私有林で、それから、森林計画にも何も該当していない、そういう山主さんが、持っていても大して金にもならない。これだったら太陽光発電、申請すればすぐできるというのが今多いですから、そういう形でどんどん進んだときに、確かに始めるに当たっての規制というのは、例えば積み立てするだとか、そういうのはそういう条件でスタートすることになると思うのですけれども、山肌を切る、それはどの程度どういう形になるかということはなかなか分からないです。だから、出だしは、木だけ切って、そこにパネルを立てるというところも、七飯町の話ではないですけれども、あったのですけれども、やはり今、後のメンテナンスを考えると、ちゃんと切土して、そこにパネルを設置するという、今、藤城でやられているような形が今後多くなってくると思うのです。そのときに、集中豪雨みたいなのが当たって土砂が流れ出ると、こういうことに対応できるものが果たして今ちゃん

とあるのかどうか、そこだけ再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） ただいまの御質問について御答弁いたします。

林地開発行為に係る行為の中で、調整池の設置が義務づけられておりまして、そこにおいて一気に降った雨が一旦調整池に集約されて、そこから河川のほうに放流されるという形をとっております。

現在の林地開発行為の場所で、9月ころでしたか、豪雨がありまして、泥水が流れてきたという苦情がありまして、現地調査をさせていただきました。道の渡島総合振興局と同行させていただきました。そのときには、確かに泥水が河川のほうに流入したような形が見られましたので、改めて造成中の調整池については、工事が完了するまで、汚泥がたまり次第、浚渫することと、排水溝の排水口の切り上げを要望しております。それで全てが対応できるかというふうになると、なかなか難しいものはございますが、一応開発行為の許可基準の中では満たされた基準となっておりますので、そこをさらに排水の出口の高さを切り上げていただくという形で私のほうから要請しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今、工事中だからそういう対応ができていうことだと思うのですが、仮にこれが設置されて5年、6年たつてしまってから土砂が流れてきたと、例えばそういうときの対応というのは町はどうするのですか。その業者にちゃんと始末しなさいというふうにできるのですか。それとも、ある程度瑕疵担保が済んでしまったら町が後始末をするということになるのですか。この点だけ最後に質問させていただきます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 河川下流域には、その用水を使っている農業者もたくさんおりますので、そちらの営農に支障が出るような形であれば、農林水産、町のほうから直接設置者に対して

浚渫等の指導をしてみたいと思っています。指導できます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 2問目は一応これで終わります。

○議長（木下 敏） それでは、ちょうど今、12時になりましたので、3問目は休憩後ということで、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の3問目の質問より入ります。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、最後の3問目の質問に移らせていただきます。

本町地域センター建て替え計画と他施設との合築についてという質問であります。

本町地域センターの建て替えについては、現在、明確な計画が立案されることなく、施設の危険性や利用者の不便な点ばかりが増進している状況であります。

町の民間活力を利用して計画を実施したいとの思いは理解できますが、現状では暗礁に乗り上げている状況かと思われます。

また、スポーツセンターや町民プールにあっても、建て替える時期に至っており、これらに対する具体案を示す時期に来ていると思います。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

1点目、これらの施設建設に関する基本的計画そのものを民間主導で立案することについて。

2点目は、地域センターは現在の場所にこだわらず、ほかへ移動することについて。

3点目は、地域センターと同様に、経年劣化の著しいスポーツセンターや町民プール等を合築することについて。

4点目、新施設は、保健センター隣接地を利用して建設し、エネルギー供給をまとめる。そして、役場庁舎、文化センター、歴史館、保健セン

ターと図書館を含む新施設に熱供給をするなど、この地域のまちづくりをすることについて。

最後、5点目は、施設建設や運営を、いわゆるPPP、これは民間主導でということなのですが、での課題解決を目指すことについてであります。

よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えしてまいります。

初めに、御質問の、本町地区にあります地域センター、図書室、スポーツセンター、町民プールなどの施設整備についてでございますが、これまで民間建造物を含めた複合施設や、民間活力の導入も含め、検討してまいりましたが、以前の一般質問にもお答えしましたとおり、財源難の中での施設整備を進めるためには、国の補助や交付金、交付税算入が期待される事業を活用せざるを得ないとお答えしております。

このことから、現在、もっとも有利な事業メニューの一つとして、国の補助や交付金の条件となります市街化区域内での施設のコンパクト化を目指す立地適正化計画の策定を進めております。その上で、国の補助や交付の対象となる事業の活用を前提として、現在、総合計画後期基本計画の期間内の着手に向けて検討しているところでございます。

以上のことから、順にお答えしてまいります。1点目の民間主導で立案することについては、補助や交付金の対象外のため、難しいものと判断しております。

2点目の、地域センターをほかへ移動することについては、図書室も含めて利便性のよい適地を検討しております。

3点目の、スポーツセンターと町民プールの合築については、効率的な運営や維持、管理の観点からも、合築も含めて検討しております。

4点目の、図書館を含む新施設は、保健センター隣接地へ建設し、役場庁舎、文化センター、歴史館、保健センターと熱供給をまとめることについてですが、建設場所がまとまり次第、効率的な熱供給のあり方を検討してまいりますので、現

在においては熱供給源をまとめる考えはございません。

5点目の、施設建設や運営をいわゆるPPPでの課題解決を目指すことについてですが、確かに官民が連携して公共サービスの提供を行うPPPは有効なスキームであると思いますが、国の補助や交付金の対象は地方自治体となることから、現段階においてはPPPでの課題解決の利点は少ないと思われま

す。以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） この質問に関しては、昨年、今年、同僚議員から何回も質問が出ていまして、今回と似たようなお答えもあったし、少し変わっているのもあるのかなと思います。

まず、1点目の件ですけれども、立地適正化計画、これできちんと考えていくというお話で、立地適正化計画というのはこれから立てられることなのですね。それで、素案に書いてあることなのですけれども、基本コンセプト、これは地域の特性を生かした居住、都市機能を誘導し、都市の活力を創設すると、これは多分、素案であってもきちんと原案になっても変わらない方針だと思うので、まずこういう趣旨で今までの同僚議員に対しても答弁があったように思います。

そこで、今まで大体副町長の答弁が多かったのですけれども、答弁を聞いていますと、結局は補助のメニューがメインになっているのですよね。町として財源がない。それで国のいろいろな補助メニューを利用してやっていきたい。それはそれで分かるのですけれども、地域の活性化を目指すときに、町民の意向というのがどの程度くみ取られるかということが非常に大事かと思

います。1問目の質問のときに、私は紫波町に行ってきたという報告をちょっとさせてもらいましたけれども、紫波町はPPPでオガールプロジェクトというのを七、八年かけて実施をしました。これはいろいろな事業をやりたい人、民間の事業者、ここにこういうものをつくったら、そこに私が入って商売をしたいという思いの人たちが集まって、100回ほど会合を重ねて、株式会社をつくって、建物をつくり、そこに公共施設も一部入

て、町としてはそこに家賃を払いながら利用させてもらっているというやり方を今しています。

パブリックプライベートパートナーシップというのがPPP。民間が主導でやることに対して、国の補助金が来ないという理解を示されているように聞こえましたけれども、この施設に町が入る場合には、町は補助金を使えるのですよ。だから、そこら辺、一応立地適正化計画を進める場合には、パブリックコメント、こういったものを募集するというか実施をするということを前に副町長がおっしゃっていましたが、はっきり言って、まちの活性化をつくるときに、町民の声というのは確かに大事です。大事ですけども、事業計画とか事業的な感覚を持たないまま、あれがほしい、これがほしいと言っても、それは存続ができないし、設立そのものが難しいかもしれません。

そこでお聞きしたいのは、先ほども言いましたように、事業をやりたい人というのを募集して、その方たちに検討をしてもらうというほうが、すごく具体的なものができるのではないかなど。例えばスポーツジムのやりたい、お店を経営したい、レストランをやりたい、コンビニをやりたい、本屋をやりたい、こういう声に応えながら、本町の地域センター、こういうものを核にした計画を立案するということが考えられないのかということが1点、再質問させていただきます。

その中で、一応私は、現在の地域センターの場所にこだわらずという質問をしましたけれども、これは検討するというので、あの場所でもなくていいという、今、答弁だったと思いますので、これに関して再質問させていただきますけれども、1992年当時、これはいつできたのか分からないですけども、文化の森構想というのを七飯町は持っていました。それに基づきまして、文化センターも建てましたし、歴史館も建てましたし、庁舎もそれに基づいて建てたのですかね、詳しいことは分からないのですけれども。今の都市計画のマスタープランという中には、この文化の森構想というのは全く盛られていないのですけれども、この構想というのはもう既に破棄されている計画なのでしょうか。

なぜこれを聞くかといったら、東北の震災の前の年でしたか、何かのときに、私が町長に、図書館の件をちょっと質問しました。本会議だったか覚えていませんけれども。そのときに、町長の答弁は、自分の任期中に図書館の着工をしたいという答弁があったのですが、その後、震災がありまして、その話は先延ばししますということで今まで来ているわけです。

このとき、この文化の森構想の中で、一つ、すぐその空き地が残っているのですけれども、私が先輩議員に聞いたのは、ここに図書館ができるのだと、歴史館の横ですね、保健センターの上の土地、ここに図書館ができるのだというふうに先輩から聞いていたのですが、一時期までは地域センターのところで図書館を建て直したいと。それで、PPPでやりたいのだけれども、募集しても余りいい結果が出なかったもので、今度はほかの場所も検討対象になるということ、今、副町長の答弁で理解しましたけれども、町で持っている土地がある。これを有効に利用する。コロナをちょっと抜かしての話になりますが、せっかく文化の森があり、歴史館があり、文化センターがあり、立派な庁舎があり、そして空き地がある。そのところに、例えばスポーツジムの温水プールがついた建物、図書館があったり、子供たちが集えるような場所があったり、そういった施設を民間につくってもらって、町の公共施設の分は借家というか、お金を払いながら入っていくと、そういうときにこの補助金を使えるという解釈ではなくて、紫波町はそういうやり方をしている。全く今までと多分考え方が変わる話になるかなと思うのですけれども、考えですから、今、そういうことも含めて検討しますという答弁が出てくれれば一番いいのですけれども、何か今までのやりとりを聞いていますと、補助金メニューが先にあって、それに合った計画を立てるという、それでは活性化をつくり上げる、そういうまちはつくれないのではないかというふうに私は考えます。この点について、もう一度答弁を願いたいと思います。まずそれをお願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、全体の話とし

て答弁にかえさせていただきたいと思うのですが、平松議員が言われるのは民間活用、支援して、民間で計画をして、町民の意見、皆さんの意見をできるだけ取り入れた中で、いいものをつくりたいと思います。つくったらというような形だと思います。それも中心的には文化の森構想の中での文化センターの周辺という形にまとめたほうがいいのではないかとというような御意見かなと思っています。

まず、前提の中で、私どもで補助だとか交付金にこだわっている部分については、立地適正化計画、これをつくることによりまして、今現在、進行中でございますけれども、それをやることによって国の補助を持ってこられるということです。違う事業メニューを入れられるということです。それが最も有利な条件ということです。その条件で、今現在のところですが、補助が5割、起債充当率が90%で交付税算入が50%と、いろいろな事業がございますが、これが一番、スポーツセンターだとか図書館だとかをやる部分について一番高い国の支援ということで調べさせていただいています。これを生かしていきたいという前提でございます。

その中に、先ほど民間の部分で、盛岡のほうのまちでしょうか、オガールプロジェクトですか、そういうお話ございましたけれども、それはこの立地適正化計画関係なくて別な事業というような形でやられている、国の補助をもらってというような形だと思います。その補助率は、そこまでは分かりませんが、今現在ある部分の一番高いもの、そういう財源を確保しようというような形で現在進んでいるということで御理解いただきたいと。

平松議員が言われる、その事業を持ってこれたのは、確かに民間の形のもので、町がテナント料といたしまして、そういうものを払ってということもございませうけれども、ただ、それが今、今回の部分の補助、図書館が対象になるか、例えばスポーツセンターが対象になるか、それはそれぞれの対象の事業の中身によって変わりますので、一概に今ここで議論というような形にならないかと思っております。私どもはとにかく有利な補助

をやって、町の財源のほうについて、できるだけ使わないような努力、国の支援を受けてまいりたいという考え方です。

建てる場所について、先ほど図書館の部分が歴史館の向かいの空き地という話がございましたけれども、そこについては、あそこは調整区域というような形で、市街化区域に入っていないで、建物は多分建てられない形になろうかなと思っております。その利用についても、空き地を利用しないわけにはいかないで、その部分については、また建物があの周辺にできたときには駐車場とか、そういうものでいろいろな面で活用については考えていくことになろうかなと思っております。あるものは利用するという考え方は同じような考え方になろうかなと思っております。

そういうことも含めてお話しさせていただいた部分については、本町の地域センター、図書館に関しても、移転まで視野に入れて広く考えているということで御理解をさせていただきたいなと思っております。それに、全く場所についてこだわっているわけではございませんが、ある土地は有効利用して、いろいろ他方面からも検討しているということで御理解をお願いしたいなと思っております。

全部細かい部分までお答えできたか分かりませんが、くどいのですが、今の段階では、町で考えている有利な補助部分については、民間の部分についての補助といたしまして、それよりも高いものを優先的に考えているということで御理解をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） ちょっと調べ方が悪かったのですけれども、図書館をつくると言っていた場所は、最初から調整区域だったということですよ。途中から調整区域になることはないですよ。ということは、一番最初につくった計画のときに、そもそもまずかった話なのですかね。てっきり図書館があそこできるということをずっとのみにしてきていたものですから、ああいうことを含めて有効利用ができればということで、今回のこの質問に持ってきたのですけれども、都市

計画のマスタープランの中にあの辺が使えない土地だという表記が載っているのですか。どうも合点がいかない話だな。結局、これからいろいろな見直しをしていきますという話のときに、使える土地はどういうところを考えていくのですか。それは適正化計画を立てるメンバーの中で考えるという話なのでしょうか。町が具体的に今この辺の土地でこういうことをしたいという素案みたいなものというのは全くできていない状態なのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 先ほどの調整区域の土地に関しましては、今の図書館、昔の話なので、正直言って私もそこまでは存じ上げてごさいませんが、調べている部分は調整区域ということです。そこが図書館の場所ですよという話の中では、私はちょっと存じ上げていないということで御理解をいただきたいなど。ただ、あそこに町有地があるのは間違いないので、その辺を含めて有効利用を当然考えてまいりますよということです。

あと、申し上げられるのは、本町地区に限ると、町有地、小さいところは別として、大きな土地があるところについては、当然、スポーツセンター、プール、そういうものを含めて、そういうところについて、実際問題、建設できるかどうかというものを検討してまいりますよということです。今現在、ここの場所という部分について特定しているものはごさいませんが、多角的に検討しているというような形です。それは当然、立地適正化計画の中で、道路や公園だとか、いろいろな要素が、先ほどの地域交通の問題も出てくるでしょうし、そういうものの要素を全部絡めた中で、適正な場所に建築してまいりたいという考え方ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） ああいう土地が使えないということであれば、本当に大変ですよ。ある程度のまとまった施設をつくるということになると、ここから離れていくという話になるので、七飯町地域材利用推進方針というのを前に大沼のク

ラブハウスをつくる時に町はつくりました。これは何を書いてあるかといったら、町の木材を利用した公共施設をつくります。施設の暖房は木質系バイオマスボイラーを使いますということをはっきりうたった、こういう方針を立てて、道から補助金をもらってクラブハウスを建てたと。大中山小学校だとか、そういうときに、私がこの方針はどうなっているのだというふうにお聞きしましたら、はっきりこういう言い方をしたかどうか分かりませんが、あれはあのときに補助金をもらうためにつくったのだみたいな説明だったと思うのですけれども、こういう方針で、例えば今、この役場庁舎のボイラー、文化センターのボイラー、たしか相当いろいろ修理したり、これから入れかえなければだめだとか、何かそんなことが、もう入れたのかな、あったと思うのですけれども、バイオマスボイラーをどこか1か所につくって、その燃料を供給するのに、町内に6割以上ある森林を利用すると。大中山小学校で若干バイオマスボイラーをやっていますけれども、非常に高上がりだみたいな声も多いですね。知内町から買っていますから。

ただ、これから先を考えたときに、町内で燃料を調達できるというのは、これは地元の雇用にもなりますし、町がその燃料を買うに当たって、それから、木を倒したり何なりするに当たって、お金は全部町内に回る話になります。それでバイオマスボイラーと随分私はこだわって、今までやりとりを何回かさせてもらいましたけれども、この先、交付金なども減ってくる、それから、施設の老朽化にあわせていろいろ設備を交換していかなければいけない、そういったときに、これだけの施設があるところを熱供給1点に絞って効率よくやっていくというのは、町にとってプラスになるのではないかなと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、熱供給というような形のバイオマスエネルギーといいたいまいしょうか、木材チップでしょうけれども、それについては、議員の皆さん御存じのとおり、大中山小学校で現在やっているというような形です。それにつ



いては、ほかの自治体から買っているというのが現実問題でございまして、町内の木材を利用していないというような形でございます。町内の木材を利用して総合的にボイラーを1か所にまとめて、そこから役場なり文化センターなり歴史館なりと、いろいろなところにもまとめるという考え方については、全く否定するものではございません。そういうふうのできるのであればそのほうがよろしいかなと思っておりますが、ただ、今、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、現在、建てる、この辺の役場周辺も含めて、公共施設の集約化といいたいまいしょうか、そういうものを含めて考えていますので、それがある程度方向性が見えた段階で、その部分についてのバイオマスボイラーのほうについても検討してまいりたいと思っております。今の段階では、考え方としては理解できるというような程度でお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） これで最後の質問にしますが、基本は、先ほども言いましたけれども、これだけの施設がある。こういうものを利用して、七飯町民が憩える場所、みんなが集まってきた、例えば温水プールがあったり、図書館があったり、佐世保の近所に武雄市という4万7,000人くらいの市がありまして、ここの図書館は、ある本屋さんが経営をしています。市の図書館なのですけれども。惨たんたるものなのですけれども、函館にもあるあの大型書店が入ってきて、その図書館の運営をしたら、今年はちょっと少ないでしょうけれども、昨年までは80万人くらいの来場者が来ていると。ここでやったらそれだけ来るかどうか、それは分かりませんが、稼げる公共施設にしていかないと、ただただお金がかかってしまって、この先も財源がなくて、自分の首を絞めるだけだ、そういう建物をつくるのではなくて、それをつくることによって町民の利益にもなり、町にとっても活性化がうんと進むと、こういう考え方の立地適正化計画にしていればと思うので今回質問していますが、最後にもう一言いただけますでしょうか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしますが、稼げるという部分は、なかなか図書館単独というのはかなり厳しいのかなと思います。それこそ民間の部分だとか、そういうふうにして、共同運営だとか、そういうふうにやっていくのであれば可能性はあるのかも分かりませんが、では七飯町にどのくらいの規模の図書館が必要なのかという場合について、その辺の部分についても、なかなか今の財政上からは厳しいのだろうなというような感じがしてございます。

一つのアイディアとしては、そこにいろいろなテナントみたいな形で入っていただいて、活性化を目指す。でも、一番最初に大事なものは、やはりある程度お子さんだとか、小さなお子さんだとか、小学生も高齢者の方でも、そこでゆっくり休めるといいたいまいしょうか、そういう場所をつくってきたい。図書館についても、お子さんが休めて、そこで遊べるとか、そういう形のもの、いろいろなものを含めた形のことを考えていきたいなど。だから、稼げるというような形のものでなくて、まず優先的には、町民の方の憩いの場を、できるだけ広い対象の方が来ていただけるようなものをいろいろ考えてまいりたいと思っておりますので、そういう形で御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 終わろうと思ったのですが、稼げる公共施設という感覚というのはやっぱり大事だと思います。せっかく大きなお金を投資して、その維持費、相当な額をかけて、これから町が持っていこうと結果的になるはずですから、そのランニングコストが、少なくとも収益として上がってくる、そういう考え方を持ってやれば、町の財政負担だって大分減るはずですから、ぜひそういう民間の感覚というものを中心に、コンサルなどは入れないで、地元の企業の人たちの意見を聞くということがまずあっていいのではないかなと。それで最終決定しろということとはなかなか難しいかもしれませんが、そういう手法をとるといっても、これからの時代に必要ではないかなということで、もう一度だけ質問します。御答弁申し上げます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしますけれども、稼げるというか、収入の上がるものという部分について、私の考え方になりますけれども、稼げる施設になれば、ある程度相当な事業費といいたいでしょうか、建設関係について、費用はかかるのではないかなと思ってございます。ある程度皆さん来ていただいて満足できるような施設というような形になってくるかと思えます。ですから、先ほどお答えしましたように、できるだけコンパクトに、町民の方が憩えるような場所で、ほかの施設も利用できるような形のもので、多方面からそういうものを検討していきたいという考え方をしていきます。ちょっと私の考え方とするのであれば、稼げる施設はそれ相応の大きいものをつくっていかないと、やはり呼び込むことはなかなか難しいのではないかなと思ってございます。その辺はちょっと考え方としては私のほうが古いのかも分かりませんが、そういうふうにございます。

以上です。

○3番（平松俊一） 終わります。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、通告に従い、大きく2問、質問させていただきます。

1問目、選挙の投開票に伴う新型コロナウイルス感染予防対策について。

新型コロナウイルスの感染者数が11月に入ってから増え続けている状況の中、当町でも感染予防対策を行っているところではあるが、衆議院の任期が1年を切り、来年には必ず選挙が行われる。当然、いつ選挙が行われてもいいように、新型コロナウイルス感染予防対策を含めた対応について、当町の具体的な考えを伺いたい。

1点目、新型コロナウイルス感染予防対策を考えた上で、どのように周知等を行っていくのか。

2点目、投票所の新型コロナウイルス感染予防対策について。

3点目、開票所の新型コロナウイルス感染予防対策について。

以上3点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（倍楼 司） それでは、御答弁してまいります。

まず、1点目の質問にお答えします。

現在の衆議院議員の任期が10月21日までとなっております。ただし、解散による総選挙の可能性もあるため、いつ選挙が執行されるかは、現段階では不明でございますが、基本的には、今までと同様に、町ホームページ、公報による周知を予定しております。また、スケジュールにより、広報誌への掲載が難しい場合は、七飯町選挙管理委員会独自の選挙公報を作成し、北海道選挙管理委員会から移送される選挙公報とあわせて配布することも検討しているところでございます。

周知する内容としては、コロナウイルス対策を行い、投票所を開設すること。また、来場者の皆様への協力依頼として、マスク着用、入場時及び退場時の手指消毒、せきエチケット等の実施、さらに、積極的に期日前投票の活用を呼びかけることを検討しております。

2点目、3点目の、投票所、開票所の感染予防対策については、あわせて回答させていただきます。

選挙の管理執行におけるコロナ対策につきましては、本年8月に、北海道選挙管理委員会において感染防止対策の手引を作成しておりますので、これに沿って適切に対応してまいります。

具体的には、先ほどの1点目で御答弁いたしましたとおり、来場者にはマスク着用、入場時及び退場時の手指消毒等の実施をお願いしますが、投票管理者、立会人、また、投開票事務に当たる町職員においても、投票者と同様に、マスク着用、定期的な手指消毒、せきエチケット、手洗い、うがい等を実施いたします。また、投票所においても、十分な換気、ソーシャルディスタンスを意識し、距離を保つこと、記載所、筆記用具等を小まめな消毒を行うことを検討しております。

さらに、開票事務については、現有する読み取り分類器と開票事務機器を最大限利用し、活用し、職員数の減員、また、できる限り作業時間の短縮を図り、感染予防対策を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、何点か質問をさせていただきます。

1点目の周知の関係なのですけれども、今、書記長のほうから、消毒とかマスク着用ということで、非常に最低限の予防対策を来ていただく方には行ってほしいというのは、当然やらなければならないことだと思うのですけれども、その中に検温をぜひ実施していただきたいなど。

今、コロナ、渡島管内でも函館市でも出ているのですけれども、今、コンビニ、また、スーパーとかお店の中でも、消毒液というのは置いているのですよね。ただ、実際、見てみると、気づいた方はやるのですけれども、素通りしていく方がほとんどなのですよね。検温に関してやっているところというのはほとんどない状態なのですよね。やっぱりそういった中で、今、重要な、あちこちでクラスターが出ています。また、介護施設とか病院関係、やっぱりそこでは、今、消毒、当然マスクもそうですが、検温をしっかりやっている状況です。やっぱりそういった部分も、ただ、これは投票してくれる方に強制はできませんので、あくまでもお願いという範囲の中で、ぜひ実施してほしいなど。やっぱり職員に関しても同じく消毒及び検温に関しては、当日、体調がもし悪い方であれば、実際に休んでもらってもいいよというぐらいになるような部分で、その辺の周知する部分に関しても、なるべく丁寧に、こんな面倒くさいことをやらなければならないなら選挙に行かないよみたいな、そういった形にならないように配慮していただきながら、ちょっとやっていただきたいなど。その辺について、再度、御答弁をまず1点。

あと、投票所の感染対策ということで、先ほど何点かお教えいただきまして、やっぱり中の部分の対策、やっぱりマスク、消毒もそうですけれども、当然、来場者が来たときに、いきなり20人も30人も来るということはないとは思いますが、そうなるような場合には、やっぱりある程度一定間隔あけてもらおうとか、一時的にちょっと待ってもらおう。当然、何度も選挙をやっているでしょうから、会館ごとで当然券をもらって、記

入して投票するという、移動順位といたしますか、そういうのは決まっているでしょうから、なるべく来場者と来場者が接触するような機会が最低限で済むような、そういった部分もやっぱり今のうちに考えておかなければならないのかなど。当然、中で作業する職員と、立会人、そういった方が、大体朝早くから夜遅くまでずっと待機しているような状態でしょうから、なるべく、会場の大きい、小さいはあるでしょうけれども、適正な間隔がとれないのであれば、フェイスシールド、もしくは、今、議会でもあるように、こういったついたてみたいなものを用意して、やっぱり感染予防対策に努めるということで、その点についても再度ちょっと御答弁をお願いしたいと。

あと、今、介護施設、病院等で、投票に行ける方はいいのですけれども、行けない方、従来、そういった方に関してはどういうふうに行っていたのか。さらには、今後、今、面会とか、そういったものが、一切外部の方が入れない状況ですので、そういう場合にはどういうふうに行うのか、ちょっとその点も。今ので3点目ですかね。

あと、どうしても十分配慮しながらやっても、やっぱり発生してしまうときは発生してしまいます。そうなったときの対応をどのように今考えているのか。当然、マニュアルとかもあるのか、ちょっと分かりませんが、その辺について、発生時の対応。例えば本町でいくと、本町会館でも発生した場合は、そこを例えば閉鎖して違うところでやるとか、そういった部分の準備等はできるものなのか、ちょっとその辺についてお答えください。

もう1点、予算です。通常、選挙に伴う予算というのは国から補助が出ますけれども、今回、コロナ対策の部分、当然、消毒液、また、フェイスシールドとかついたてみたい、そういったものを用意する場合、当然お金がかかります。そういった部分も国のほうで用意できるものなのか、その辺についてもちょっと教えていただければなと。

以上、5点、それについてお願いいたします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（悟楼 司） それで

は、順にお答えしてまいります。

まず、検温の実施ということでございます。これについては、私どもでも、コロナ対策として、安全・安心な選挙を町民の方に行っていただくという上で、何が必要なのかということの中で検討をしているところでございます。

まず1点目、先ほど答弁申し上げましたが、今年の8月に北海道の選挙管理委員会がつくっている手引の中では、検温を実施するというような記載は、まずはその時点での手引ではございません。国のほうで言っている、外に出る場合には家庭の際でまずは検温だとか、体調が悪いときには家から出ないというようなところが原則となってくると思います。その中でも、今もそうですけれども、今後、コロナが町内でも多く出てきたということになると、その検温についても検討していかざるを得ないということで思っております。去年の8月につくった手引でございますけれども、今度、国政選挙、衆議院議員選挙になりますので、国のほうからもそういう指導のようなものがあれば、当然、それに沿ってやっていきたいと思っております。検温については、そういうことで、今後の状況を見ながら、検討しておるところで御理解いただきたいと思っております。

また、投票所での人数が多くなったときというところの質問だったと思っております。当然、投票所、大きい投票所、小さい投票所、ございますけれども、受付して投票券を渡すまで、そこは人が滞留するところにもなってきますので、そこは職員のほうから声をかけて、間隔をあけるとところで、極力距離を守る、ソーシャルディスタンスを踏まえた選挙にしていきたいと思っております。

あとは、職員、投票立会人、管理者含めて、会場に長時間おりますので、そこについても、当然、アクリル板なのか、もしくはフェイスシールド、当然、職員も会場内を動いてというか、確認しに動く場合もありますし、代理投票などもございますので、そういう職員についてはフェイスシールドだとかアクリル板を設置することも検討しているところでございます。

病院等のそういう施設、老人ホーム等に入っている方の投票ということで、ここについては、今もやっておりますけれども、指定投票所というところの制度がございまして、そこで病院と施設等が指定投票所として指定されることになると、そこで投票ができるということでございます。また、不在者投票も制度としてございますので、その中で今回も投票をやっていくということになると思います。

続きまして、施設で、投票所でコロナが発生した場合ということでございます。選挙自体は1日でやるものでございまして、その中で発生した場合というのは、考えられなくもないのですが、その場合には、今検討しているのは、別な場所が設定できるのか、でもその日のうちに別な場所に移すというのはなかなか難しい話でもございますし、投票所の中を一旦投票をやめていただいて、消毒をして、また消毒後に投票所を開設できるかどうか、そこももう少し検討が必要かもしれませんけれども、やっていけるとすればそういう方法があるのかなと思っております。

続きまして、コロナ対策の予算ということでございます。国の選挙になると、国のほうから選挙に対する予算が来ているということは今までも同じでございます。このたび、やはりコロナ対策、選挙投票所についてのコロナ対策が必要ということもありまして、国のほうでも交付金を上乗せするという文書は来てございます。ただ、幾ら来るかというのは、それは国のほうで積算の方法がありますので、幾ら来るかというのは今の段階では明言できませんけれども、その対策費を国のほうは支出するというようなことを考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） ちょっと質問の仕方があれだったのか、ちょっと中途半端な部分もあったので、3点ほど再質問させていただきます。

予防対策、今、書記長のほうからもいろいろお話出たのですが、結局、行政側として、最大限、ここまできちっとやりましたよというのを、やっぱり当然町民の方にも見せる必要がある

と思うのですよね。結局、今、感染が出ているというの、今までなかなか北海道自体が出ていないというのがあって、一部の話では、人の移動でこういうふうになってしまったというのがあるのですけれども、やっぱり今までの私が見ていた感覚では、ちょっと薄れていた時期にこういうふうになってしまったのかなというふうにも一瞬見えたりもしますので、やっぱり七飯町としては、コロナの予防対策はきちっとやっていますよという上でやっても、結果的にこういうふうに出してしまったのは、何もしないよりは、結局、七飯町としてはきちっと対策をやっていたのだというのを全面に出せるような対応を準備していただきたいなど、そういうふうに思っています。その点についてもう一度ちょっと書記長のほうからお答えいただきたいというのが1点。

先ほど介護施設、病院等で指定の何かやるとなっていますけれども、それというのは、職員がその中に必要なものなのか、ちょっとその辺、詳しく教えてください。それが2点目。

先ほどちょっと発生時はどうするのかという話なのですけれども、結局、対応の仕方を聞きたかったのですよ。例えば、確かに1日の作業ではあるのですけれども、例えば朝来て、体調が悪くなって、熱が出たよと。もしかしたらコロナかもしれないなとなった場合に、例えばPCR検査、例えば、日曜日ですけれども、そういった場合、検査ができるものなのか。例えば日曜日の日でもそういった検査ができるところがあるものなのか。当然、その間に、もし疑わしさがあれば、当然、消毒、その日にできるのであればいいですけれども、もしできない状態であれば、それこそ場所を移動してでも、そういった対応ができるような体制はやっぱり考えておかなければならないと思うのですよね。当然、次から次へと投票しに来る人はいるでしょうから、やっぱりその辺の人たちの誘導ですとか、やっぱりありとあらゆる場合を想定して対応しなければならぬのではないかなと思います。逆にそういうことをきちっとやっておけば、さすが七飯町だなというふうにもとらえられるのですよ。やっぱり特にお年寄りについては、持病のある方は、本当に死に結びつくよう

なウイルスですから、やっぱり七飯町としてもしっかりと対策をとって、万全だよというのを全面に押し出せるような対応をしていただきたいということで、今の3点についてもう一度お願いいたします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（悟楼 司） それでは、再答弁ということでお答えしてまいります。

私どもとしまして、当然、川村議員おっしゃるとおり、コロナ対策は有効なものを最大限やっていきたいという思いでございます。コロナの状況、これからどうなるのか、また、ワクチン等もでございますので、その状況によって、何ができるのか、何が有効なのかというのを、今後も選挙があるまでには、逐一検証、検討していきたいなと思っております。その中で、最大限、町民の安全・安心のためにやっていきたいということでございます。

2点目として、選挙の指定投票所の関係でございますが、これについては今までもやってございます。そこについては、私どもの選管の職員がではなくて、指定された施設長なりが管理者となって選挙を行っているということでございます。

3点目、熱が出た場合ということで、これは職員が熱が出た場合とか、職員とか管理者、立会人につきましては、当然、うちを出る前に、体調管理だとか、検温して、状況がどうかで、当然、選挙事務に当たることが不可能な場合には休んでいただいて、ほかの職員だとか立会人、管理者を充てるということになります。

あとは、来場者の方で体の具合が悪い人が来たらということでございますが、ちょっとこれも、先ほど申し上げましたとおり、基本的には厚生労働省で言っている、自分の家から出る前には、そういう体調を整えてということで考えております。ただ、その中でも、やっぱり分からないで来てしまうだとか、そういうこともあるとは思いますが。その際には、コロナの可能性はなくて、熱だけということもあるでしょうけれども、体調不良の方は、今の手引の中では、別室で投票をしていただくとか、そういうことを検討してくださいというふうになっております。そういうことが各

投票所の大きさ等で、それが可能なのかどうかというのを今のところ検証しているところでございます。また、会場でコロナの方が出たということになると、別な方法、会場を変えるだとかのことも検討していかなければならないと、今、この質問を受けてから、そういうことも今後ちょっと検討しなければならぬというか、もう少し具体的に考えていかなければならないということで考えているところでございますので、その点、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 次の質問に入ります。

それでは、2点目、学校給食の米飯の安全性について。

10月28日（水）に、函館市内の小学校で提供された学校給食の米飯に異物が混入する事件が発生した。このときは、七飯町で発生したわけではないが、同じ製造業者によることなので、10月30日、11月2日の当町の学校給食の米飯については、違う製造業者で提供したというが、学校給食について、いま一度、安全・安心という点と、米飯の提供に関する考えを伺いたい。

1点目、新しく学校給食センターが完成した時点から現時点まで、米飯の異物混入の件数と原因、対策の時系列について。

2点目、米飯を外部に委託することになった経緯について。

3点目、学校給食について、定期的に保護者、PTAと話す機会などを設けているのか。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、答弁してまいります。

1点目でございますが、米飯は函館市内にある公益財団法人北海道学校給食会の指定工場で委託により製造されておりますが、平成27年4月以降の七飯町への納入分についてということでお答えいたします。

平成27年度は2件、毛髪とテフロン被膜片で、毛髪は原因不明、被膜片は米飯食缶内側のテフロン加工のはがれと思われま

平成28年度は2件、小魚の一部と木片で、小魚の原因は不明、木片は製造工場の木製スロープのささくれと思われま

平成29年度は1件、米飯への着色で、原因は不明。

平成30年度は1件、繊維片で、原因は工場内にあるパン製造設備のベルト交換に伴い、廃棄されたベルトの一部が混入したものです。

令和元年度は1件、毛髪で、原因は不明。

令和2年度は、七飯町ではいまだ発生しておりません。

対策につきましては、従来よりX線探知機が設置されているほか、混入事故発生の都度、目視確認や洗浄、清掃等の徹底を指導しておりますが、平成31年1月に七飯町外の学校に納入された米飯に危険物である金属片が混入したことから、工場においては、平成31年2月に、新たに監視カメラの設置と金属探知機の導入を行っております。

また、危険物が混入したときには、工場内の機械設備の点検、分解、洗浄のほか、函館市保健所による立ち入り検査が行われ、試験炊飯を実施し、安全性が確認された後に稼働を再開しておりますが、七飯町も立ち入り検査を含め、実地調査に参加しております。

これからも安全で安心な学校給食を提供するため、引き続き指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目でございますが、現在の納入事業者は、公益財団法人北海道学校給食会の指定事業者として、平成12年12月より継続して米飯を納入しております。

学校給食センターは平成27年4月より稼働しておりますが、旧学校給食センターには炊飯設備がなく、新たに建てかえをするに当たっては、場所や規模など、様々な事項を検討し、七飯町立学校給食センター整備計画を作成しております。

学校給食センターの炊飯機能につきましては、施設が大型化し、ライフサイクルコストの低減につながらないことが懸念されたことから、引き続き委託によって対応しております。

なお、委託につきましては、公益財団法人北海

道学校給食会によって、施設の設定や衛生状態など、指定工場の要件を満たした指定事業者と契約を行っております。

3点目でございますが、学校給食の実施運営に当たっては、町内の小中学校及び義務教育学校長とPTA会長ほか有識者によって構成される七飯町学校給食センター運営委員会を設置しており、年に2回の会議を開催しております。こちらの会議には、学校給食センター職員のほかに、栄養教諭も参加し、異物混入を含めた情報提供を行い、学校給食に対する意見、要望等を協議しております。また、PTAから学校給食の試食会の開催要望がございましたら、対応させていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 川村主税議員。

**○13番（川村主税）** それでは、また再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

今、27年から元年までで、件数的にいくと7件ですね。今回、七飯町で出なくて、函館市内の学校ということで、含まれていないですけども、やっぱりこれ、いろいろな、髪の毛とかそういうのはありますけれども、繊維が入ったり、金属片とか木片も入っているということで、毎年のように何かしら起きているということですよ。当然、毎回、対策なり、やっぱり指導なり行っていると思うんですけども、やっぱりこの5年間で毎年のように出ているということは、改善がなされていないのではないかなというふうにもとらえられるんですけども、ちょっとその辺、もう少し具体的に、どのような指導の仕方をしているのかを含めて、もう少し教えていただきたいと思っております。

新しく27年に、学校給食センターができてから5年、その間、今まで委託していたということで、今回もずっと委託ということになっているんですけども、ライフサイクルコストがかかるということなのですけども、何かそういった比較、自前でやった場合、このくらいかかったよと。委託でやったらこのくらい。例えば他の市町村では、ご飯自体を持参する学校もあるものから、大体ご飯の提供の仕方は3パターンぐらい

あるのかなと思うのですけれども、その中で、再度、こういう単純に委託した部分が安いから決めたというものなのか、実際、当然、おかずはセンターでつくっているのでしょうかから、当然、今、地産地消含めて、野菜なりお肉なり使っているかと思うのですけれども、やはり当然、米だって七飯町でつくっているわけですから、センターでつくれば、当然、地元のお米を毎日のように提供できるのかなというのが、普通考えるのかなと思うのですけれども、ちょっとその辺含めて、もう少し経緯を詳しく教えていただきたいなど。

3点目は、今、コロナのこういった状況なので、なかなか給食に関して話す機会はないとは思っているのですけれども、今回、私もこの内容を知ったというのが、今、保護者のほうに学校側からメールで届くものですから、以前はコロナ対策の部分とか、何かあればメールのほうに来るようになっていたのですが、今回、これを見て、これについても、この後、どうなっているのかというのが分からないのですよね。30日、2日、違うところでご飯を提供したとなっているのですが、これ以降について、もとに戻ったものなのか、まだずっと違うところでご飯を供給しているものなのか、その検証も全部終わったものなのか、ちょっとその辺をもう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

とりあえず3点、お願いいたします。

**○議長（木下 敏）** 学校給食センター長。

**○学校給食センター長（柴田 憲）** それでは、お答えしてまいります。

まず、事故が7件、多いのではないかと、具体的にどのような指導を行っているのかということでございますけれども、事故、実際に7件ございました。ただ、七飯町において、米飯の提供は週に3回行っております。1年間に全小中学校で提供する米飯数は約23万食となっております。平均で23万食となっておりますが、年間にもし異物混入が1回ございますと、割合は0.0004%になります。どうしても人の手が入る以上、このような事故が発生する可能性はございます。こちらのほうを、異物混入が限りなくゼロとなるように指導しているところでございます。

平成27年度以降の米飯で発見された異物の中、工場由来の混入が判明しているのは3件となっております。先ほどもお話ししましたが、混入原因につきましては、不明である場合が多いです。しかし、例えば毛髪につきましては、調理員は帽子やマスクの着用、エアシャワー、粘着テープの使用など、衛生管理が徹底されております。製造中の混入の可能性もまれにあります。混入物の一つ一つの発生原因を特定することはなかなか困難だと考えてございます。

これら全て工場内で混入した可能性があるかどうかというところがなかなかはっきり、例えば部品が壊れた場合には、それが壊れた箇所が判明すればすぐ分かるのですが、実際、工場の部品が壊れていなかったり、毛髪が入る要素がない場合、どうしても不明とならざるを得ないのが現状でございます。

米飯を外部に委託するに当たって、自前で炊飯するのか、外部委託するのか、比較したのかということでございますけれども、当時、部内の内部のほうで担当課含めて会議をしております。その中で、当然、米飯の炊飯機能についても議論をした結果でございます。初期建設費として、施設の大型化に伴いまして建築費用がかかってまいります。そして、当然、炊飯設備というのがございます。七飯町ぐらいの規模になりますと、全自動のタイプの自動炊飯器を導入する可能性が高いと思いますが、こちらの購入費用もございます。また、食缶の洗浄機、そういったものも発生いたします。ほか、ランニングコストといたしまして、その機械を操作する調理員の人件費、そして機械のメンテナンス等の維持費、また光熱費、そういったものを含めて計算して、比較をしております。

米を炊飯設備を自前でやることによって、七飯町内の米を使うことができるのではないかとということでございますけれども、こちらのほうは、以前より七飯町と北斗市産のブレンド米を使用しております。うちのほうから申し入れを行ってまして、平成31年度より、七飯町内の、今、100%の米を使用しているところでございます。現在、委託で米飯を製造しておりますが、そ

の使用している米飯のお米は七飯町産ということで御理解いただきたいと思います。

最後に3点目、事故発生後の米飯の製造状況はどうなったのかということでございますけれども、こちらのほうで2回、代替の米飯を提供させていただきました。その後、すぐ原因が、函館市保健所も入りまして、工場内の設備実地調査及び試験炊飯を実施しております。私のほうもそれに立会してございます。その結果、工場内で混入した可能性は極めて低いという結論が出ておりますので、それをもって製造再開をしています。現在はその後通常どおり、現在の納入事業者の米飯が提供されているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 今、納入している業者さん、今後も、今こういった年に1回、2回、いろいろなものを起こしている業者ですけれども、七飯町としては今後もここと提携してやっていくということでいいものなのか。逆に、こんなに過去6年で、今年はないということですが、例えば組合の中でも、何者か多分入っているのですよね。例えばどこか違うところに、例えば今回変えた製造業者に変えてみるとか、そういった考えはないものなのか、ちょっとその点について教えていただければなど。今後について、ずっと同じところで、こういうふうな5年間のうちに7件も起こしているようなところにまた今後もお願いしていくものなのか、また違うところに契約する気があるものなのか、ちょっとその辺についても教えていただきたいなど。

異物混入の確認も、今回、工場ですか、その中で発生したものではないよとなれば、運搬の途中の中でそういったものが何かしら入ってしまったのかなというふうにとらえてしまうのですけれども、その辺も、やっぱり七飯町に当然運んでくるのでしょから、その辺の確認をいま一度どう確認するものなのか、ちょっとその辺についても再度お聞かせください。

2点ですね。お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、



お答えしてまいります。

今後、この製造事業者を利用していくのかということでございますけれども、こちらの事業者につきましては、公益財団法人北海道学校給食会の指定事業者でございます。指定事業者のメリットといいますか、どういうことが一番重要とされるかということ、安定して米飯を製造、提供できるということがございます。その安定というのは、物理的なものもございますし、価格も当然でございます。お米というのは、やはり天候に左右されるものがございますけれども、北海道学校給食会のほうでは、ホクレンのほうと協議を行って、米飯の価格、玄米の価格が大きく変わらないような措置もとられております。そのように、急激に、例えばお米がとれなくなったようなときであっても、米飯の価格が高騰しないような取り扱いをしております。そういったことを含めまして、現時点では、七飯町は今、公益財団法人北海道学校給食会の指定事業者のほうと委託をお願いしているところと考えているところでございます。

また、件数は、七飯町内で先ほど7件というお話をいたしました。実際、七飯町におきましては、いわゆる危険物、ガラスや金属片といったものは混入してございませんので、そういったことで、入ってはございますが、安全であると。工場のほうも、監視カメラ、金属探知機、こちらのようないくつかの設備の安全対策をとられている工場はかなり少ないと聞いておりますので、そのようなことで継続してまいりたいと思っております。

次に、輸送の件ですが、工場の中で入らなかったということもございまして、七飯町内の米飯の輸送に関しましては、七飯町で委託をした事業者が輸送しております。当然、こちらのほうも安全確認、また、非常に気をつけて、細心の注意を払って輸送しているところでございます。なかなか異物の混入原因、混入理由というのはなかなか難しいところでございます。私どもも事故が発生する都度、指定事業者、北海道学校給食会のほうと協議をいたしまして、限りなく安全なものを提供できるように指導または協議をしているところでございます。今後の再発防止に向けて、いろいろそのような取り組みを行いながら、引き続

き安全・安心な学校給食の提供に務め、学校給食を実施してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 今、答弁の中で、7件、異物混入と、定義の違いで何かそういうのがある、解釈のとらえ方、ちょっとその辺、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。異物が入っているのを異物でないみたいなの、そんなようにも聞こえたものですから、ちょっとその辺、どういうふうに考えているのか、そこだけちょっと教えてください。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私から御答弁申し上げます。

まず、異物は異物です。それはガラスだろうと木片だろうと、異物は異物です。それが入っていた件数が7件なのですけれども、工場で確認されたもの以外については、原因不明という形になります。なぜかといえば、これは搬送中に入るといことはほとんど考えられません。工場で密閉してしまいますから。学校であけます。学校で入る可能性は否定はできません。でも、それは確認ができないので、全て製造元における不明という扱いになってきます。学校で発見されれば、これは不明でありませんから、そういう考え方です。そういう考え方からいくと、きちんと給食センター、委託先で異物が出たというのは3件です。それを多いとするか少ないとするかというのは、これは基本的には見方によって全然違います。子供の安全を考えるときには、1件でもあつては、これは困る話です。これは私どもとしても同じ考え方をとっています。だからこそ、はからずもそういうものが出た段階では、機械の関係であれば、これは製造業者を呼んで、機械メーカーです。機械メーカーを呼んで、全部分解してもらって、確認をしてもらって、なおかつ試験炊飯のときに、保健所にも来ていただいて、そこまで細心の注意をしております。

そういう意味で、先ほど申し上げましたけれども、何十万食提供している中で、その中で3食分しかないということです。ただ、3食分でも、そ

れが当たった子供がいるわけですから、これは決してあってはいけないということで、ないように努力はしたいというふうに思います。

学校教育で育まなければならないものが、知育、徳育、体育というふうに言われています。これをつなぐものが食育です。その食育の根本が給食でありますので、この給食の安全を保つということは、学校教育そのものの安全・安心を保つということにつながるわけですから、これは今まで、議員から見れば非常に多いというとらえ方をしていると思いますが、まさしくそのことをしっかり心に押さえて、これからも発生しないように、教育委員会もしっかりと指導していきたいというふうに思っています。そして、子供たちに安全・安心な給食を提供していきたいというふうに思いますので、何かあったらぜひ給食センターと一緒に給食を食べながら、いろいろな議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○13番(川村主税) 終わります。

○議長(木下 敏) 暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) それでは、通告に従いまして、3問、質問させていただきます。

最初の質問は、田園通り、高台通りなど、桜の街路樹による歩道の亀裂問題であります。

これに関しましては、写真がありますので、理事者の方にちょっと見ていただければと。

○議長(木下 敏) 上野議員、そういう勝手な行動はお慎みください。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

どうぞ。

○9番(上野武彦) それでは、質問させていただきます。

田園通り、高台通りや、七飯高校前の七飯駅前通りに植樹されている街路樹の根の伸長肥大によりまして、歩道のアスファルトに亀裂が発生しております。通行にも支障を来している状況となっております。

田園通り、高台通りには、約250本ほどの桜が植栽されておりますが、約45%が歩道に亀裂を発生させております。これは桜が大きくなればさらに広がっていくというふうに考えられます。七飯駅前通りには若木が多いことから、歩道の亀裂は13本程度となっております。今後、桜の木の成長に伴い、歩道の破壊が一層進むものと思われます。また、大中山小学校のグラウンド横にも桜の木が植えられておりますが、この場合は歩道にはそれほど影響が出ておりません。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、前述の事態について、町は認識していたのか。

2点目、町は、歩道の一部に桜の木を植栽するに当たって、専門家の意見や植栽例の調査などを行って植栽を行ったのかどうか。

3点目、桜の木の成長に伴って、一層歩道の破壊が進むものと思われます。せつかくの景観を維持しながら、今後どのように対応していこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長(木下 敏) 土木課長。

○土木課長(佐々木陵二) 1問目について答弁いたします。

田園通りに関しましては、平成9年度から平成12年度までの4年間は七飯町が施工し、高台通りに関しましては、平成15年度に北海道で施工しております。街路樹の本数と樹種でございますが、田園通りに関しましては、全部で211本ございまして、ソメイヨシノが123本で58%、エゾヤマザクラが88本で42%。高台通りに関しましては、ソメイヨシノが53本でございます。

1点目につきましては、日ごろのパトロールも週に1回は町内全体の町道をパトロールしておりますし、桜の消毒も毎年行っておりますので、状況は把握しております。

2点目につきましては、建設当時の計画書や検

討書につきましては、当時の書類は残っておりませんが、当時、担当した方に経緯を伺ったところ、樹木医に成育に関する意見聴取は行ったようですが、街路の植樹柵に桜を植栽することにつきましては、当時としては植栽例も少なく、そのことについては意見は伺っていないということでありました。

施工後から現在までの状況をかながみますと、街路の植樹柵に桜を植栽することは不適當だったと思われる。

3点目につきましては、現在、道路の切土部、盛土部等に対しての樹種との因果関係や、それに伴う樹木の発育や根の発育状況を経過観察中でありまして、今後、対処方法として考えられる例といたしましては、伐採、剪定、間引き、街路樹の樹種の変更、移植等も考えられますが、本路線につきましては、桜については道路の路肩の空き地へ接ぎ木などで委嘱し、植樹柵の植栽につきましては、樹種の変更が妥当ではないかと思われま

す。検討の中で、樹木医、地元の皆様などに意見を聴取し、今後の対処方法につきまして、道路としての機能を確保することが第一前提でございますが、景観の確保をどこまで維持できるかを十分検討の上、対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野議員。

○9番（上野武彦） 町は把握していて、今後の対応についても今お答えいただいておりますけれども、大中山の小学校横にも桜の木が植えられておりまして、そちらのほうはもう五、六十年たった巨大な木になっているのですが、その場合は、五、六十年たった木であるにもかかわらず、歩道への亀裂というか、そういうものがそう大きく発生していない状況にあるのです。そういうことを考えますと、それについて町はどう評価されているのか。今後、今お答えになった範囲では、基本的にほかの樹種に切りかえていくというぐらいのことも考えておられるというふうに答弁されているのですが、それでいきますと、桜のこういった街路樹としての植栽は、今後、縮小ないしなくしていくというのが基本的な答弁内容だったという

ふうに考えられますが、大中山の例を考えると、ほかの可能性もまだあるような気もするのですが、その辺についてどう考えるか、ちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 大中山の小学校の縦通りに関しましては、今、70歳前後の方々が、学校卒業、在学中に記念植樹をした樹木でございます。ですので、樹齢といたしましては50年、60年というものが多いかと思いますけれども、あそこの道路に関しましては、縦の道路については平成頭くらいの施工です。そのころ、歩道はない状態です。平成10年前後に歩道を整備しております。ですので、樹齢40年、50年のときに歩道整備をしておりますので、根自体はもう発育が終了して、木だけが発育しているような状態と思われるので、歩道に関しては亀裂が発生していない状況だと思われま

す。桜並木を廃止するとかという考えは特にございませんけれども、北斗市の桜回廊ですとか、ほかの植栽例を見ますと、やはり路肩のほうに植栽している例が多いです。その場合、歩道に関して亀裂が入らないということですので、今回につきましては、道路の植樹マスに桜を植えるということ是不適切、不適當だったと思われま

すので、今後、整備することがあるのであれば、ほかの植栽例も参考にしながら建設をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 桜の木、50年、60年と、非常にどんどん大きくなっていくものなので、その点で言えば、今、答弁されたように、植樹柵に植栽するのは不適當だったというような答弁だったと思うのですけれども、いろいろな木がありまして、根の張り方が樹種によりましていろいろあるのですよね。真っすぐ下に伸びる樹種もありますし、横に張って行って大きくなっていくという樹種もあります。その中で、桜の木の場合は横に張るという性質がありまして、木が大きくなると、横に張った根がだんだん太くなりまして、持ち上がると、これは当然起こることなので

すよね。そういう中でも、大中山の場合は、早めに植えた後に歩道を設置していると。それも、植えたときの木が道路と同じ高さで植えていたと。その後歩道の分、十何センチくらい上に上がる形で歩道が設置されているというような形で、木は大きくなっているけれども、余裕があったということが、亀裂がほぼ問題ないくらいの状態になっているわけですね。ですから、そういった点を考えると、今後、この植樹樹ということの一つ問題がありますけれども、植栽の方法をまたちょっと工夫すれば、まだ可能性が残っているかなというふうな感じもしますし、それから、20年とか60年とかというところまでいくのかどうか、30年くらいで植えかえるとか、いろいろな方法があり得ると思いますので、この問題についてはさらに検討を進めて、全くなくするというのは寂しいことでもありますので、検討をお願いしたいなというふうに思いますけれども、答弁、お願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 樹木医自体がこの辺はちょっと少ない状態ですので、意見を伺う方が少ないというのと、地元の方々と話を進めていきたいと。議員もそちらのほうはプロでございますので、議員の意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、2問目にいききたいと思います。

2問目、立地適正化計画についてであります。

町は、今後20年間で約20%の人口が減少するとの予測がされている中で、少子高齢化などに対応したまちづくりを進めるとしております。

そういう中で、立地適正化計画を進めようとしているわけですが、しかし、立地適正化計画について、町民の理解は今のところ全く進んでおりません。

町の計画では、10月に素案が策定され、道との事前協議が実施されていると。また、来年1月にはパブリックコメントを実施し、3月には計画を決定して、道に提出するとともに、その計画を

公表するという方向で計画を進めているということですが、そういった状況の中で、立地適正化計画に関する以下の点についてお伺いしたいと思います。

1点目、対象地域を町内2か所に計画しております。その中で、大沼地域が計画に入れられなかったわけですが、その理由についてお伺いいたします。

2点目、計画の住民への公表、それから、パブリックコメントはどのように実施しようとしているのかということでもあります。もう12月に入りまして、来年1月にパブリックコメントを実施するということでもありますので、そういった点での十分な時間的な余裕があるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いいたします。

それから、3点目、素案は10月に策定されているということですが、本町地域及び大中山、大川地域で基本的に具体的な計画、どのような計画が策定されているのか。道との交渉も行き、3月には実施を含めた具体的な提案がされるということですので、今段階でもう構想はでき上がっているというふうに思われますので、ぜひ答弁をお願いします。

4点目、事業の実施に伴う財政支援についてはどのようになっているのか。先ほど同僚議員への答弁の中で、この立地適正化計画については、非常に優遇された財政支援があるということですので、期待をして、答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 御質問の1点目になりますが、本計画は、都市計画区域内の市街化区域の中で、居住誘導区域や特定機能誘導区域を設定し、おおむね20年先のコンパクトなまちづくりを目指す計画になりますので、大沼地域においては、都市計画区域外であるため、本計画には大沼地域について計画に盛り込めないものとなりますので、御理解願います。

2点目については、先般、10月に住民説明会、11月に七飯町都市計画審議会を実施したところあります。

今後のスケジュールとしては、北海道と事前協議を行い、年明け、令和3年2月前後からパブリックコメントを行い、住民の意見を反映して、3月中旬には七飯町都市計画審議会を開催し、3月下旬には七飯町立地適正化計画の決定、公表をしていくスケジュールとなっております。

次に、3点目についてですが、これに関しては、令和2年度予算特別委員会、また、第2回定例会一般質問で説明させていただいたところですが、改めて説明いたします。

本計画の制度創設の背景として、国では、全国の多くの自治体が人口の急激な減少と高齢化、また、非常に厳しい財政状況という共通の課題を抱えている状況にあります。この共通課題に対応するために、一定の人口密度や機能を有する生活圏の市街化区域内において、高齢化や子育て世帯にとって安心できる健康で快適な生活環境のまちづくりを求める一方で、今後も地方財政の厳しさが増大中、公共施設の維持管理や施設更新コストが増大していくことを踏まえ、医療、福祉、障害施設などの都市機能、そして、居住地域の集約、再編なども含めて見直しを行い、コンパクトな持続可能なまちづくりを目指すための計画であります。

このことから、七飯町も同様であり、また、懸念される老朽化の著しい公共施設もあることから、1点目と重複いたしますが、居住誘導区域や特定機能誘導区域を設定し、おおむね20年先のコンパクトなまちづくりを目指すため、本計画の策定を進めております。

4点目についても、第2回定例会一般質問で説明したところですが、改めて説明いたします。

初めに、ソフト面の事業になりますが、本年度進めている計画策定業務に係る集約都市形成支援事業補助金2分の1の支援がございました。

次に、ハード面になりますが、懸念事項であります老朽化が著しいスポーツセンターや図書館等の整備が該当し、都市構造再編集中支援事業による補助金の支援が期待できます。補助率については2分の1、起債充当率90%のうち、交付税算入が50%が見込まれる予定となっており、現時点で最も有利な補助メニューの一つとなっている

ことから、今年度、計画策定に向けて作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 大沼地域を対象にしなかったという件に関しては、マスタープランの対象地域になっていないということですが、マスタープランというのは町のそういった地域ごとの発展を考えた上での計画であるべきなのですが、今回、大沼がこういったマスタープランに入っていないから対象にしていないというような言い方でありましたけれども、この大沼地域も、七飯町の構造的なものから言いますと、基本的に3地域が生活環境ゾーンというふうには考えられますと、大中山、大川地域と本町地域、そして大沼と、基本的にこの三つを対象にしたマスタープランが本来作成されるべきではなかったのかというふうに思うところなので、これはマスタープランにないから、今後もこういった立地適正化計画の対象にしないということになりますと、大沼地域は今後ずっとこうした人口減少の中で、何の対策も打たない地域、町は対策も打たない、対象外の地域ということで扱うことになるわけですよね。その辺についてどう考えておられるのか。基本的にそういった一つのまとまった地域ですので、大沼地域の今後の発展というか、維持、住民生活の維持ということで言えば、きちっと対応すべきものではないかと思います。

特に今年になってからですけれども、大沼地域で、大沼クリニックの閉業とかいう形で、医療関係で非常に不便な地域となってきている状況もありますよね。そういう地域住民の生活環境のそれなりの維持は、その地域ごとにやらなければならない問題だというふうに思いますので、答弁の中の、要するにマスタープランにないから対象にならないということにはなり得ないのではないかと。その辺について、今後、きちっと対応する考えがあるのかないのか、その辺について再度答弁をお願いしたいなというふうに思います。

それから、先ほどの答弁では、具体的に対象になった本町地域と大中山地域、もう既に具体的な計画はあるはずなのに、何ら答弁をされておま

せん。これについて、もう少しはっきりした計画があるのであれば、ぜひ答弁お願いしたいというふうに思います。そういった点で、ぜひ再度答弁をお願いします。

それから、具体的に先ほど国の助成の状況が非常に有利だということでお答えになっていましたけれども、今回のこの立地適正化計画で具体的な計画があって、それに対する予算が、もう想定された予算が考えられていると思われまして、その予算はどのような事業にどのような予算となっているのかお答えいただいて、それに対して国の助成がどれだけ有利に対応されてきているのか、分かるように答弁をお願いしたいなど。

2問目で、以上です。

**○議長（木下 敏）** 都市住宅課長。

**○都市住宅課長（川島篤実）** 初めに、1点目の大沼地域が該当しないという部分については、今回の計画については、都市計画法の市街化区域に特化したものの計画で、その中でコンパクトにいかにもちづくりを進めていくかという部分の計画でありますので、今回は大沼地域は該当しませんが、今後、大沼地域が何らかの事業、また、施設整備が出てくることのあるのであれば、改めてこのような計画を探したり、補助メニューを探して事業を進めていくことになると思います。

また、2点目と3点目の具体的な計画についてですけれども、今回のこの計画については、この施設を整備するとか、この施設をこの場所に、場所を決めて計画をしていくのではなく、あくまでもエリアを設定して、その中にこれから、今懸念されている老朽化しているスポーツセンターなり地域センターの図書室なり、そういうものがこのエリアの中にその候補地が、適当な場所があれば、この事業で進めていくのが、今最も有利な事業というものでありますので、この計画を今策定しているところであります。その具体的な政策とか場所については、本計画を策定した後に、各担当、また、関係部署が集まって、適正な候補地なりを皆様にお示ししていくものと思っております。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 上野武彦議員。

**○9番（上野武彦）** 今の答弁では、まだ具体的な計画にまで至っていないというような答弁でありました。

その中で、同僚議員のほうからも質問があった、地域センターとか、そういったところはもう既に令和3年で耐震性の耐用年数の限界に達すると、そういう建物もある中で、いまだ具体的な計画すらできていないという答弁なのですか。それで本当に責任ある立場の町政執行がされているというふうに考えられないのですよね。そういった点で言えば、例えば地域センター、令和3年、耐震性能の年数が到達すると。これに対して具体的にどういうふうに考えておられるのか。入っている、例えば施設を利用している団体に出ていってくださいとか、そういうことまで今考えておられるのか、そういった点で、もう少し具体的に、問題が起こりそうなので、お答えいただきたい。

**○議長（木下 敏）** 経済部長。

**○経済部長（青山芳弘）** 上野議員の質問にお答えいたします。

まず、この立地適正化計画と他の公共施設の整備計画、これを一緒に考えていただくのはちょっと無理な話なのでございます。まず立地適正化計画というのは、あくまで都市計画法に基づいて市街化区域が定められている部分を、今後20年、現状の人口密度を保ちながら、それぞれの公共施設、医療施設、商業施設、そういうものを現状の人口密度で利用いただけるように、なぜかという、人口密度が減ることによって商業活動が低下し、その商業活動をしている方々が営業ができないということで、結果的に廃業する。そうなる、そこにお住まいの方々は買い物に不便を生ずることになると。そういうことの観点から、今後20年、人口減少の中で、この市街化区域の中の人口密度を維持するために、居住誘導区域を設定しましょうと。また、公共施設、医療施設、病院施設、そういうものもございしますが、そういうものをある程度集約することによって、また居住区域の指定と同様に、利用の対象とする方々が減らないようにということで、そういう区域を設定すると、これが大きな目的の立地適正化計画でございまして。

この計画ができることによって、先ほど課長が答弁いたしました、例えば公共施設を整備する場合、立地適正化計画が定まっている自治体にとっては、都市構造再編集中支援事業というものを活用することができますよということでございます。当然、今御指摘ありました本町地域センター、経過がたっておりますので、整備をしていかなければならないということは重々行政としても考えているところでございますけれども、もしそういうものを整備するということであれば、この立地適正化計画が策定されていると、この優遇された補助制度のもとに整備が可能になりますよということでございます。だから、具体的なものというのを立地適正化計画でお示しするのは、あくまで誘導区域を指定しているということが立地適正化の本来の目的でございますので、御理解いただきたいと思えます。

また、今現在、補助制度としては、国のほうもいろいろ探してみましたけれども、この制度が一番財政的に負担が自治体に少ないのではないかと考えてございますけれども、今後、例えば役場庁舎もそうでございますが、防災、減災ということで、以前は庁舎を建てるときは補助金はありませんでした。ただし、現在は、減災、防災の事業によって、役場の施設も一部補助の対象となるということもございます。ただ、今後、そういう制度がまた何かあるかということ、ちょっと何とも言えませんけれども、現時点では、この立地適正化計画を立てて、そのほかにまた公共施設を整備するのであれば、この事業に該当する補助メニューが使えるということでございますので、そういう有利な、財政に少しでも負担を負わせないというような、そういうものがあれば、そういう有利なものを選んで対応していくということになりますので、そういうことで、具体的な計画というのでなくて、立地適正化計画はあくまでそれぞれの範囲を指定するというのがお答えでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 3問目にいきます。

3問目、道の駅なないろ・ななえの費用対効果について。

七飯町の道の駅は、基本的に観光客を対象にするインバウンド型の道の駅となっております。町は、集客による経済効果、波及効果を上げて建設しておりますが、実感がわからないのが現状であります。建設から約3年経過したわけですが、建設による費用対効果について検証してみる必要があると考えるところであります。

そこで、道の駅建設以来、これまでと今後の見通しについて、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、土地代、土盛り等の工事費、道の駅本体の建設費などの道の駅建設整備にかかった費用について。

2点目、土地の借用料、20年間と、その後、購入するとした場合、土地の見込みの費用について。

3点目、20年間に支払う予定の指定管理料について。

4点目、道の駅開設による経済効果についてであります。

①道の駅本体の売り上げ状況と純利益について。今後、これで行きますと、年によって売り上げの変化はあると思いますが、このぐらいというふうな想定をした場合、20年間でどのような売り上げが想定されるのか。

それから、2点目、町への財政効果、20年間、これは税收効果ですけれども、これも売り上げの増減によって変わるわけでありましてけれども、これぐらいでというのがありましたら、ぜひ、このぐらいは町に税收の収入があるというような見込み額を示していただきたいなど。

それから、3点目、道の駅への来客数と周辺、特に観光地大沼への来客数の影響。これは道の駅オープン前と後のそういった道の駅効果としての来客数がどのように大沼で得られたのか、こういった波及効果についてちょっとお伺いしたいなど。

4点目は、その他具体的に、道の駅の開設によってどのような経済効果を上げたかと考えているのか、できれば具体的にその内容と効果についてお答えいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） まず、御質問の1点目になります。道の駅建設整備にかかった費用につきまして、総事業費といたしまして、約10億6,790万円でございます。

2点目になります。土地賃貸借契約期間満了までの賃貸料は5,106万7,376円で、その後、購入時の見込み額につきましては、売買実例や近傍の状況などにより大きく変動することから、お答えすることができませんので、御理解願います。

3点目になります。道の駅の指定管理につきましては、3年間を単位期間として指定管理者を募集し、実施しているところであり、その都度、指定管理料を定めており、見込みについてお答えすることができませんので、御理解をお願いいたします。

4点目になります。

①、こちらは公表されている七飯町振興公社の令和元年度の決算報告書から、指定管理料を除く売上高は約3億2,450万円で、純利益は約960万円となっております。

②になります。税収効果につきましては、令和2年第3回定例会にて、北海道観光経済効果調査等を活用し、売上高の決算額から、税収効果を約1,220万円と試算いたしました。今後の経済状況の変化などの要因による影響が大きいことから、お答えすることができませんので、御理解願います。

③になります。道の駅の観光入込客数は、平成29年度が7万97人、平成30年度が10万1,574人、令和元年度が9万9,672人であり、目標を大きく上回る結果となっており、交流人口の大幅な増加など、地域の活性化に大きく貢献をいたしております。

七飯町の観光入込客数におきまして、平成28年度は、平成28年3月の北海道新幹線の開業効果があり、19万9,260人、平成29年度は、この開業効果の反動があり、18万3,173人、平成30年度は、平成30年3月の道の駅開業効果と、9月の胆振東部地震により、23万1,421人。令和元年度は、2月以降の新

型コロナウイルス感染症により、22万2,319人となっております。

大沼地区においては、数年来にわたる団体旅行の減少が続いており、個人旅行へのシフトが顕著になるなど、観光入込客数は減少傾向にございます。道の駅と大沼地区との観光入込客への影響ですが、それぞれの客層は異なりますが、道の駅では映像や配布物などを初めとして大沼国定公園の魅力をPRしており、お互いの地理的条件から、相互に誘客、送客できる高い交通利便性を大いに発揮しているものと考えてございます。

④になります。道の駅がオープンし、施設自体が新たな雇用の場となり、また、農産物の直売によって農業者が消費者に直接アクセスできるようになりました。その他の特産品等の販売も同様で、道の駅を新たな販路とし、生産、消費を通じて、物産振興に寄与しております。経済効果額につきましては、令和2年第3回定例会にて、令和元年度の売上高決算額を参考に、6億7,275万円と試算をしたところでございます。

道の駅では、いわゆるガラナソフトや王様椎茸コロケ、七飯町産のリンゴを用いたジュースを飲み比べるききリンゴなど、特産品を生かしたメニューを大勢のお客様に提供し、七飯町の食を大いにPRしております。道の駅なないろ・ななえは、主要な旅行雑誌での道内道の駅ランキングで2年連続で上位となり、世界的な旅行情報サイトにおいては、独自の利用者による評価に基づき、昨年のランクインに引き続き、今年は全国の道の駅の中で4位、道内では1位という結果となっており、これらを初めとしたテレビ、新聞、雑誌等、各種メディアによる七飯町の広告宣伝効果は、費用に換算することは困難でございますが、非常に大きな経済効果であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁いただいておりますけれども、道の駅の開設による具体的な経済への波及効果ということに関しては、どうも実態として実感がわからないというのが実態ではないかというふうに思われます。これまでの道の駅開設に



伴う町の負担は、指定管理料、現在の約2,300万円が今後も続いたとしますと、指定管理料だけで4億円を超えますし、道の駅の建設本体の10億6,700万円というようなことを合わせますと、町の今後の、それから土地の使用料、合わせますと大体15億6,000万円ぐらい、予想的な数字ですけれども、町はこの道の駅に20年間、負担がかかるという施設であるというふうに考えられます。

それで、実際に町への収入ということであれば、税金があります。それから、今回、2回ほど指定管理者から寄附行為があったということですので、税金は大体年間200万円ぐらいの、そういう収入ではないかというふうに考えられます。これは直接町へのそういった税金なのですけれども、売り上げに対する消費税とか何とかというのはまた別の問題で考えますと、町の収入としては、20年間で約6,200万円程度しか考えられないというふうに考えております。それでいきますと、純粋にそういった町への税金とか何かを引いても、15億円ぐらいは町の負担の事業だというふうに考えられるわけですよ。そういう状況の中で、実感としてなかなかそういった経済効果が感じられないような事業だというふうに私は思っております。

今、この二つの事業、道の駅の事業と、それから、この間、峠下地域に防災センターなどを建設されておまして、合わせると19億円近い事業が行われてきているわけですけれども、そういった一方で、町民の日常生活に密着した事業の立ちおくれといいますか、先ほども出ておりました、老朽化した地域センターだとか図書館、スポーツセンターの建設だとか、こういったものが置き去りにされて、いまだ具体的な計画すら、今の質問でもお答えになっておりませんが、今後取り組むだろうというふうには思いますけれども、しかし、こういった経過を見ますと、町民生活に密着したそういった事業が後回しにされてきたと。一方で、道の駅のように、こういったところに19億円近い事業費が積み込まれてきたというのは、一つは、町の事業としての優先順位、これが間違った事業だったのではないかというふうな

感じを受けるわけなので、そういった点では、それを進めてこられた町長に、どう考えておられるのか、答弁を伺いたいというふうに2問目で思います。よろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） まず、御質問の中で、私のほうで御答弁できるものにつきまして御答弁をさせていただきます。

まず、直接的な道の駅に対する投資額というのでしょうか、これの運営にかかる費用、そういったものを直接経費として今、御列挙なされてございましたが、この中でも、最初の答弁の際に、これからの状況が不透明であるので、ちょっとお答えは差し控えさせていただきますということで御答弁をさせていただいてございます。例えば土地の代金、こちらにつきましても、20年分の契約をさせてもらっておりますが、当然、その間に、相手のある話ですので、いつということまでははっきりと申し上げることはできませんが、以前、同僚議員からの御質問の際にも御答弁申し上げましたとおり、できる限り早急に取得をしていくという方針にかわりはございません。この費用については、取得をしまえば、その後、継続的にかかる固定費というものはなくなりますので、費用負担という面ではこちらのほうは除外されていくというふうに考えてございます。

さらに、指定管理料につきましても、当初の答弁の際にも御説明いたしましたが、その都度、期間を定めて、条件等を定めて指定管理料を積算しているところであります。当然、公共施設でございますので、こちらの維持管理に係る経費というものは少なからず出てまいります。ただし、現在やっております指定管理者から寄附をいただいたりだとか、そういった方法でこういった経費を圧縮していくという方法もとれますし、指定管理者の募集要綱において、そういった取り組みができるのではないかという検討の材料にはなっておりませんので、これにつきましても、今後ずっとこの費用が固定的にかかるというわけではないということで御理解をお願いしたいと思います。

道の駅につきましては、その他の公共投資にも当てはまりますが、直接的に町に入ってくる収益

というのでしょうか、歳入というものよりも、費用のほうが大方多くなります。というのは、七飯町全体を見ていただいた際に、七飯町に住まわれている方々にこういった経済効果が届く、それによって経済の規模が大きくなる、経済活動が大きくなる、これによって皆様方が潤っていく、住みたいまち、安全なまち、七飯町ということのために、こういった投資も必要不可欠なものであると考えてございますので、この道の駅につきましても、その存在自体で経済効果を生んでいると御理解いただきたいと思います。

以上でございます。（発言する者あり）

**○議長（木下 敏）** もう一度、再質問……。再度、もしよかったら、再度、質問の時間ありますので、質問してもらえますか。

上野武彦議員。

**○9番（上野武彦）** 先ほども申し述べましたけれども、道の駅についても、課長も答弁しておりますけれども、要するに町の財政状況は非常にこれまでの事業でひっ迫しているというような状況が生まれておりますけれども、その中で、この道の駅とか、その時期に建設された防災センターだとか、こういったもので約19億円を超える投資がされております。そういった一方で、町民生活上の、もうとっくに整備していなければならないような施設が、整備の遅れが目立っていると。先ほどから出ている、図書館建設なんてもう20年近い前に建設寸前までいったものをやめて、これまでいまだに建設されないとか、地域センターなどは令和3年度で、耐震の基準を超えてしまうというような老朽化が起こっているとか、スポーツセンターも老朽化で雨漏りがすると、こんなような施設があるというような状況を考えると、事業の優先順位を、この道の駅とか防災センターの事業は間違っただのではないかというふうに思うけれども、そうでないという理由があるのであれば、町長の見解を伺いたいということでございます。

**○議長（木下 敏）** 副町長。

**○副町長（宮田 東）** ちょっと私のほうからお答えさせていただきます。

今、少し質問が急に広がったかなという感じで、ちょっと答えづらいなという感じはちょっと

しておりますけれども、道の駅の建設に関しましては、ある程度非常に波及効果が大きいというような部分があるのではないかなと思っています。例えば、人口が減少は減少傾向ですが、かなり努力をして、減少幅が少ない状況で推移してくるといっても、一つは七飯町の魅力があるということで、転入者の方も多いのではないかというものも見受けられます。また、道の駅の中に入っているテナントの関係の方々についても、ものを納めて、それが一定の安定した収入にもつながっているというふうな形もあろうかと思っています。そういう波及といたしまして、安定的な収入が得られる場所ができたということは、非常に経済的な効果もいろいろな方面に広がっているのではないかと。それが、一概に税が幾らだとかいうようなことはできませんが、あることによってそれだけ広がってきて、効果が出ているということについては、見解としては、私どものほうでは持っていますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

また、道の駅があることによって、隣の男爵ラウンジも建設に踏み切ったと。あれは道の駅がなければ男爵ラウンジも、そういうものは参加しなかったという部分。お互いにそういう相乗効果を、今後、道の駅を中心にいろいろなもの、波及的なものが広がっていくというものについて、大いに期待できるのではないかなと思っています。その部分について、活性化が図られていくのではないかというふうな形のことを考えておりますので、今の部分についての、ほかの公共施設については、今の段階ではちょっと質問外ということで、お答えは差し控えさせていただきたいなと思っています。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 町長。

**○町長（中宮安一）** 事業の見きわめ方を、優先順位を間違っただのではないかという御質問でありましたけれども、私は決してそんなふうには思っておりません。道の駅、今、副町長が答弁したとおり、道の駅によって男爵ラウンジも来ていますし、また、新たな施設も。ただ、大変残念なことに、昆布館は閉館になってしまいました。しか

し、これは道の駅が来たから閉館になったのではないと私は思っております。ずっとこの間、道の駅のおかげでお客様も増えてきているという中で、たまたま新型コロナウイルスの感染症によって、インバウンドのお客様が全く来なくなってしまったということでの閉館でありますので、私は、そういう意味では、決して私が選んだ道は間違っていないかったというふうに確信しております。

そしてまた、何回かこの議会の場でも、できる前から、日本一の道の駅を目指す、そういうことも私は言わせていただきました。おかげさまで全国第4位という数字が出てきました。私は日本一は目前だなというふうに思っています。ですから、しっかり日本一の道の駅になるように、これからは頑張りを続けなければいけないというふうに思っております。

それと、防災センターを峠下につくったというお話ですが、あれは峠下ではございません。水防センターのお話だろうというふうに思います。違う場所でありますので、一緒にして、それを足して19億円を支出したとか、19億円という額も、これから20年後の、今まだ3年目、4年目ですけれども、20年後の指定管理料も含めてそういうお話をしていただければ、どうも勘違いして、もう既に19億円もかけたのかみたいな勘違いもされる方もいらっしゃるかもしれませんので、ぜひそこは言葉を選びながら言っていただきたいものだなというふうに思います。

そして、先ほどもちょっと同僚議員から、稼げる役場みたいな、地方自治体みたいなことを言って、私どもは利潤追求をする、そういう職場ではございませんので、副町長はそのことに対してきちんと答弁しましたけれども、私は、道の駅の指定管理者については、稼げる指定管理者になっていただきたいということを言っております。そして、できれば指定管理料というのは入らないぞというぐらいまで、それくらい利益を上げていただいて、指定管理料を下げてくださいというように公社のほうにしっかり言っておりますので、そのことも目指してまいりたいなというふうに思います。

いずれにしても、この道の駅をつくったことに対しては、私は間違いではなかったというふうに思っておりますので、上野議員におかれましても、いろいろな見方がありますから、それはそれでやむを得ない、失敗したと思われのようでもありますけれども、その間に、道の駅のほかに、私はいろいろな安全・安心のためにお金を使わせていただいております。そのことも含めて、私は決して間違った施策ではなかったというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 町長にも答弁いただいております。先ほど水防センターのことをちょっと間違っていて言ってしまいましたけれども、道の駅の向かいにあった昆布館が閉館したということで、これは外国人の観光客などの減少ということがありました。

今年度に至っては、このコロナ危機のもとで、そういった観光客が激減しております。そういうような中で、

非常に周りの環境が厳しくなってきたというふうに思います。今年度は特にコロナ危機が進行する中で、観光客は激減しているということ言えば、今年度は特に道の駅の経営は非常に厳しい状況が予想されると思います。

こういった中で、指定管理者、3年契約ということでありましたけれども、現在の指定管理者は継続の意向を示しているのかどうか。というのは、テナントが撤退したり、そういったことがどんどん起こると、非常に厳しい状況が考えられるわけなのですが、そういった指定管理者の意向がはっきりして、今後もやっていくという状況なのかということ、それから、町長はこの道の駅が赤字になっても財政的な支援はしません。指定管理料でやっているのというような形のことを表明してきております。しかし、先ほども言いましたように、昨年度の決算からいっても、もしこの2、300万円近くの指定管理料がなかつ

たら、道の駅は一千三、四百万円の赤字という経営状況になっているわけなのですよね。そういう中で、今年度の客の激減が経営に大きな影響を与える可能性もあるわけです。そういった点で、そういった見通しについては、町はどのように考えているのか。指定管理者は鋭意やっていきますという表明をしているのかどうか、その点についてだけ最後にお答えいただきたい。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、指定管理者との道の駅の指定管理制度の利用ということなのですけれども、こちらにつきましては、御存じのとおり、協定に基づきまして、3年間の指定管理者となつていただいているということでございます。現在のところ、今お話しされていたような、指定管理者を辞退するというような意向というものは全く伺ってございませんので、御理解願います。

それから、道の駅につきましては、商業部門も非常に比率が大きい施設でございますので、御指摘のとおり、観光入込客数の激減というものは、その経営に大きな影響を与えるのは間違いないと考えてございます。しかしながら、七飯町議会の決算特別委員会等でも委員の方々から御指摘がございましたが、こちらの指定管理者につきましては、初年度、大変好調な結果を出してございます。その後、このような好決算ばかりではなくて、今のコロナ禍のような大変経済上厳しい状況になるということも想定してございますので、公表されております決算報告書を見る限り、現金、預金等も着実に蓄えておりまして、こういった不測の事態にも対応できるようにという意向が確認できるような状況でございますので、こういったところも見ながら、状況に対応していると考えてございます。

観光客の激減によりまして、例えば北海道昆布館はコロナウイルス感染症の影響で撤退ということになりましたが、このような体制にも、様々な民間の知恵とか、そういったものを活用して対応していくということが必要だと思いますので、町といたしましても、道の駅なないろ・ななえの運

営、そういったものにも積極的に意見等を出し合つて、よりよい方向に進むように努めてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ちょっと先ほど上野議員の発言の中で、

という発言があったのですけれども、その部分は私はちょっと不適切なかなと思うのですけれども、会議録からその部分だけ削除したいと思うのですけれども、上野議員、よろしいですか。のところだけは、やはり何をもって と、新聞に出ているわけでもない、 だったならあれなのですけれども、 でもないものが、 という、理事者側はそれを何も言っていないので、議員の発言は、了解をもらえれば、議長職権で会議録から削除できますので、 という発言の部分だけは取り消してもよろしいですか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） その辺については、 という表現が適切かどうかという問題はありますけれども、 になっているという表現ぐらいに変えるというようなことでどうでしょうか。

○議長（木下 敏） もう質問も終わった時点、先ほど議事進行もなく、自分からも言い換えることもなかったもので、最後に私からすれば、言い換えるのを更正する、内容を更正するというのではなくて、 と言ったことが、やっぱりこの議会の中では、七飯町議会としてはふさわしくないのかなと思うものだから、今、一応確認した上で、やりたいということなので、できたら了解してもらえればありがたいなど。

○9番（上野武彦） わかりました。以上で終わります。

○議長（木下 敏） それでは、先ほどの部分は、議長職権にて、後日、削除しておきます。わかりました。

---

散 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

---

散 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時34分 散会

